

平成26年度 第1回

# 芦屋市都市景観審議会

## 資 料

平成26年7月30日(水)  
芦 屋 市

## 《 資料 一 覧 》

### 【 説明事項 】

- ア 芦屋市景観形成基本計画の改定について . . . . . ①
  - 景観条例抜粋 . . . . . (2)
  - 芦屋市景観形成基本計画 (改訂版) 案 . . . . . (3) ~ (30)
  - 芦屋市景観形成基本計画 (平成8年11月) . . . . . (31) ~ (67)
- イ 芦屋市景観計画の策定について . . . . . ②
  - 景観計画の策定に係る条文対応表 . . . . . (70)
  - 景観法及び景観条例抜粋 . . . . . (71) ~ (75)
  - 芦屋市景観計画案 . . . . . (77) ~ (110)
- ウ 芦屋市風致地区条例の制定について . . . . . ③

芦屋市景観形成基本計画の改定について

(説明事項)

○芦屋市都市景観条例（抜粋）

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。

（景観形成基本計画）

第7条 市長は、第4条の景観形成基本計画を策定するときは、あらかじめ芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、公共施設の整備を行うときは、景観形成基本計画との整合を図るとともに、景観の形成の先導的役割を果たすよう努めるものとする。

3 市長は、景観の形成を円滑に進めるため、市民及び事業者の意識の高揚並びに知識の普及を図るとともに、景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう、市民、事業者及び設計者等の理解と協力を求めるものとする。

4 市長は、必要があるときは、国、地方公共団体その他の公共団体に対し、景観の形成について、協力を要請するものとする。

---

# 芦屋市 景観形成 基本計画

<マスタープラン>

改訂版

平成 27 年 4 月

芦屋市

## 目次

---

<b>はじめに 景観形成基本計画の目的と構成</b> .....	1
(1) 景観形成基本計画の目的.....	1
(2) 景観形成基本計画の構成.....	2
<b>第1章 都市景観形成の基本理念</b> .....	3
<b>1. 目指すべき都市景観形成目標</b> .....	3
<b>2. 都市景観形成の基本的考え方</b> .....	4
(1) 都市景観形成の対象範囲.....	4
(2) 都市景観形成の基本姿勢.....	5
(3) 都市景観形成のための基本方策.....	6
<b>3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定</b> .....	7
(1) 芦屋の都市景観特性.....	7
(2) 芦屋の都市景観類型.....	8
(3) 芦屋の景観色.....	8
(4) 都市景観への市民意識.....	9
<b>第2章 都市景観の類型別計画</b> .....	10
<b>1. 自然景観計画</b> .....	10
(1) 山の景観－六甲山景観.....	10
(2) 海の景観－大阪湾景観.....	10
(3) 眺望景観－眺望点.....	10
<b>2. 市街地景観計画</b> .....	12
(1) 丘－山麓市街地景観.....	12
(2) 街－中央市街地景観.....	12
(3) 街－新市街地景観.....	13
(4) 浜－海浜市街地景観.....	13
<b>3. 景観軸形成計画</b> .....	14
(1) 河川軸景観.....	14
(2) 道路軸景観.....	14

(3) 軌道軸景観 .....	14
(4) 道・水・緑のネットワーク .....	15
<b>4. 景観点形成計画 .....</b>	<b>16</b>
(1) 景観点の位置づけ .....	16
(2) 景観点の種別 .....	16
<b>第3章 都市景観形成への取り組み .....</b>	<b>18</b>
<b>1. 都市景観行政の展開 .....</b>	<b>18</b>
(1) 大規模建築物等の届出・景観指導 .....	18
(2) 景観重要建造物の指定・景観誘導 .....	18
(3) 景観重要公共施設の指定 .....	19
(4) 景観地区等の指定・景観まちづくり .....	19
(5) 関連制度の活用 .....	19
<b>2. 公共空間における景観整備事業の推進 .....</b>	<b>20</b>
(1) 公園緑地の再形成 .....	21
(2) 歩行者空間の整備 .....	21
(3) 土木施設などの景観協議・誘導 .....	21
(4) 景観を阻害する要素の改善 .....	22
(5) 屋外広告物の景観誘導 .....	22
(6) 河川や海浜などのウォーターフロントの景観形成 .....	22
(7) 魅力ある都市空間の演出 .....	22
<b>3. 市民などの参加による都市景観形成の推進 .....</b>	<b>23</b>
(1) 景観表彰・顕彰 .....	23
(2) 景観市民組織・景観協定 .....	24
(3) 景観イベント .....	24
(4) 景観啓発・景観教育 .....	24
<b>おわりに 景観形成基本計画の展開 .....</b>	<b>25</b>

---

# はじめに

## 景観形成基本計画の目的と構成

---

これまでの芦屋の良さは、日本でも有数の緑ゆたかな美しい住宅地としての環境・景観と、それらをつくりあげ育ててきた市民意識や生活文化の高さにあるといえます。

この美しい住宅地景観の保全是、芦屋というまちが存在するためのアイデンティティの基本であり、その良さをできる限り残していくことが必要であると同時に、これからの芦屋において「国際文化住宅都市」の名に値する、新たな住宅文化とそれにふさわしい魅力ある景観をつくっていくことによって、保全と創造が相互に刺激しあい、新しい「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」の形成が進んでいくものと考えられます。

特に、平成7年1月17日の阪神大震災によって、芦屋の多くのまちは被害を受け、美しい住宅地景観も市内各所で消失しました。それゆえに残された景観の保全是以前にも増して重要であり、震災から立ち上がった新たなまちとして、より魅力ある景観を目指す必要があります。

都市の景観は、人の目に映る「まちの総合的な姿」であり、そこに住む住民の心を映し出すものです。美しいまちの景観は地域を愛する人々の細やかな真心の総和として実現され、将来にわたって維持されるものであり、今後の長い時間の経過の中で育まれていくことでしょう。

この景観形成基本計画は、芦屋市における「景観まちづくり」を進めていくための共通の指針として、市民・行政・事業者がそれぞれの役割を果たし、長期的・総合的な景観への取り組みを展開していくための計画として位置付けられています。

### (1) 景観形成基本計画の目的

---

この基本計画は、芦屋市の景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針としての役割を担うものです。都市景観はまちづくり全体に深くかかわるものであり、この基本計画は第4次芦屋市総合計画における芦屋の将来像「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向け、芦屋市都市計画マスタープランを補完することになります。

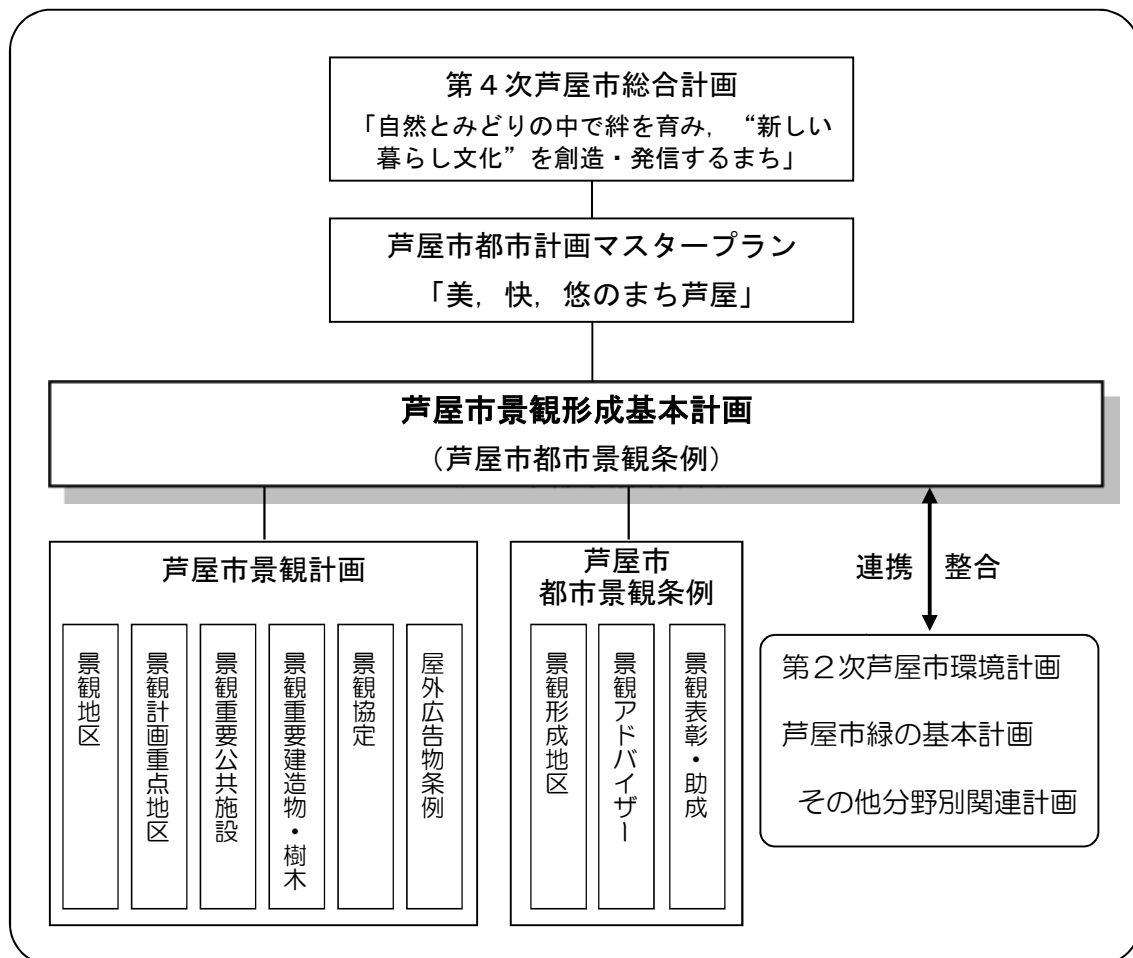


## (2) 景観形成基本計画の構成

芦屋市景観形成基本計画は、「第4次芦屋市総合計画」及び「芦屋市都市計画マスタープラン」を上位計画として位置づけ、国際文化住宅都市にふさわしい景観形成を目指す「芦屋市都市景観条例」の目的を達成するために策定するものです。

この基本計画は、全市的な景観形成の方針を中心課題としているマスタープランとしての役割を持ち、個々の地域における景観形成や具体的な景観施策については、景観法に基づく景観計画や景観地区及び都市景観条例による施策等によって充実補完するものとします。

また「第2次芦屋市環境計画」「芦屋市緑の基本計画」などの関連計画と連携しつつ、芦屋市におけるこれまでの美しい景観を守り、これからの美しい景観をつくることによって、緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指します。



---

# 第 1 章 都市景観形成の基本理念

---

## 1. 目指すべき都市景観形成目標

---

芦屋の景観は、緑ゆたかな自然や恵まれた交通条件を背景として、歴史に培われながら形成されてきたものです。しかし、これらは時代の社会的及び文化的推移の中で変化してきており、震災後の新たなまちづくりにおいては、必ずしも優れた景観が形成されてきたとは言えない一面もあります。

自然や歴史的資産を背景として現在の市街地が形成され、それらが多様に組み合わせられて景観が構成されています。緑の風がそよぐ芦屋のまちづくりを進めるためには、山並みや河川といった、残されている自然とこれまでの歴史的な蓄積が重要な要素となります。したがって、これからの芦屋の優れた都市景観形成を考えていくためには、六甲山系や芦屋川に代表される緑ゆたかな自然環境を活かすとともに、残された貴重な歴史的環境や建築などの資産を活用しつつ、さらに新しいまちづくりにおいては住みやすい環境の条件でもある「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」をとらえていかなければなりません。加えて、誇り高い阪神間住宅地の中核として、洗練された生活文化の継承・再生を目指し、心安らぐ理想の居住都市の実現に取り組む必要があります。

これまでの芦屋の景観は、美しい自然環境を背景とし、多くの市民の手によってつくられてきました。これからの芦屋の景観形成の基本は、市民と行政が手を携えて進めるところにあり、とりわけ多くの市民が自らの意思で芦屋の景観形成に取り組むことができる状況を作り上げることが重要です。行政の先導的役割以上に、「私のまちこそ私の誇り」という市民主導によるまちづくりが、今後の芦屋市の都市景観形成において必要不可欠です。

こうした観点から、芦屋の都市景観形成が目指すべき目標は次の2点とします。

---

### ① これまでの美しい芦屋の景観をまもる

---

都市空間の中で、自然はうるおいと安らぎをもたらす貴重なものと言えます。山並み、河川、海岸などは、まちの背景・骨格として空間を特徴づけ、同時に市民の憩いやレクリエーションの場としての役割を果たしています。

それらは市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、芦屋らしい住みよい景観を形成するものとして、積極的に保全を図っていくことが必要です。また、歴史や伝統を伝える史跡・建築物・街並みなどは都市の歴史的進展の中でつくられ、現代に継承されたも

のであり、震災の被害をも免れたこれらの遺産は、地域生活の核となり、地域の個性を表現する重要なものです。

市民生活に配慮しながら現代生活の要請との調和を図ったこれまでの美しい芦屋の景観、すなわち自然景観や歴史的資産とそれをとりまく周辺環境が一体となった景観を守っていかなければなりません。

---

## ② これからの美しい芦屋の景観をつくる

---

まちは地区ごとに多様性があり、それぞれの性格を考慮し、利便性・安全性とともに、快適な生活環境を創造していかなければなりません。うるおいのある快適な生活環境は、美しい景観によって支えられます。

住宅地は日々の暮らしが営まれる最も親密な空間であり、この住宅地が住みよいものであり美しいものであれば、まちに対する愛着が生まれ、まちづくりや住環境向上の原動力となります。新しいまちの景観形成にあたっては、緑ゆたかな環境の形成を中心に良好な住環境の創造に努め、中心市街地や拠点の商業地などにおいては、そこでの活動内容や雰囲気重視し、都市の活力を高めるために美しさと楽しさ・にぎやかさの両立を図ります。

こうした各地区における多様性を重視しつつ、これまでの芦屋の優れた景観に劣らぬようなこれからの美しい芦屋の景観をつくっていきます。

---

## 2. 都市景観形成の基本的考え方

---

都市景観形成の主体はあくまでもそこに住み、働く人々です。そういった方々の自主的な協力なしには都市の景観形成は成り立ちません。それゆえ、市民や事業者が芦屋市の景観の本質を理解し、行政と三位一体で景観形成に誇りと責任を持って取り組んでいかなければなりません。その場合、都市景観形成の「対象範囲」、「基本姿勢」及び「基本方策」の3点について共通した正しい認識が必要となります。

---

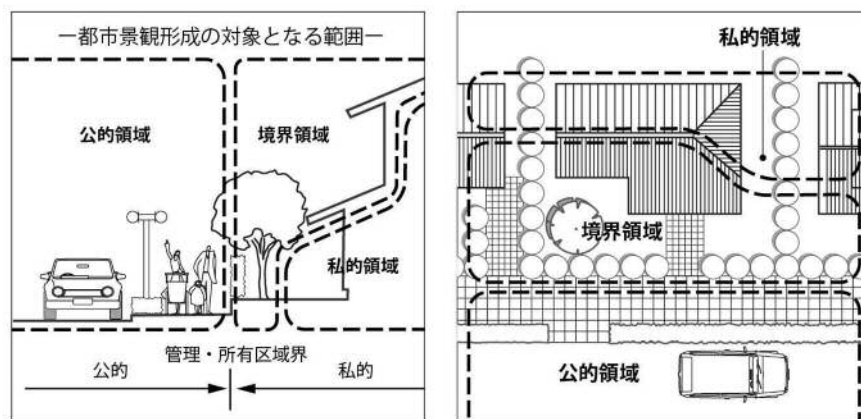
### (1) 都市景観形成の対象範囲

---

優れた景観を形成するためには、その対象範囲は道路や公園などの公的領域だけでなく、これらと接した個々の建築物などの屋根・外壁・生垣・前庭など外部から視覚的に見える境界領域を含めた範囲も対象として、都市景観形成が図られなければなりません。このために、従来の社会的・経済的な管理・所有区分とは別の都市空間の公共性についての認識が必要となります。

都市景観形成における都市空間の領域構成は道路や河川などの公的領域、公的領域に接する建築物の屋根・外壁・前庭・塀などの境界領域、敷地内空間のうち視覚的に外部から見えない部分や屋内空間からなる私的領域の三つに区分できます。

都市景観形成を図るうえで、公的領域はもちろんのこと、境界領域もその公共性は非常に高いものとなっています。このため、都市景観形成の対象範囲は公的領域に境界領域を含めて考えるものとしします。



## (2) 都市景観形成の基本姿勢

### ① 総合的・長期的な都市景観形成

景観を構成する要素は、都市空間の中に存在するすべてのものですが、都市は絶えず成長し活動しているため、都市景観もこれに伴って常に変化しています。このため、都市景観形成の取り組みにあたっては、総合的・長期的な視点に立ち、計画的に進めます。

### ② 守り、育て、創る都市景観形成

恵まれた自然環境や歴史遺産など、快適で個性ある都市景観形成に重要な役割を果たしてきた要素について保全・育成を図るとともに、新しい市街地の形成や再開発などこれからのまちづくりにおいても、優れた都市環境及び都市景観を創造します。

### ③ 市民主体の都市景観形成

市民にとってかけがえのない財産である都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が一体となって、これに取り組む必要があります。そのために市は横断的に組織内の調整を行い、公的な空間の整備を通して都市景観形成の先導的役割を果たすとともに、市民・事業者の意識啓発を進めます。

市民・事業者は、自らの生活又は企業に関する意識や価値観がゆとりとうるおいのあるまちづくりの基本であるという認識を持ち、市民主体の都市景観形成の重要性を理解し、建築などの行為に際し、街並みや公的な空間との調和に配慮することが大切です。

### (3) 都市景観形成のための基本方策

---

#### ① 地区環境面への方策

---

優れた都市景観を形成している地区、あるいは形成しようとする地区において、面的に広がる地区、線的な沿道や沿岸、点的な駅前や境界の拠点などを対象として、景観法に基づく「特別景観地区」の指定、及び景観計画の中で「景観計画重点区域」を定めます。これら地区内の建築物や広告物に対し、適正な指導や誘導、助言などを行うことによって、より優れた都市景観の形成を図ります。

#### ② 建築物などへの方策

---

都市景観を構成する重要な要素が建築物であるため、市内に存する建築物のうち歴史的に重要なものについて「景観重要建造物・樹木」の指定を検討します。また市域全域を景観法に基づく景観地区に指定し、新築や増築、外観の変更などを行う際の景観認定制度を活用することにより、周辺環境と調和した優れた都市景観形成を進めます。さらに、その他の景観要素である工作物や緑、屋外広告物などによる景観形成についても適正に誘導できるよう方策を整えます。

#### ③ 市民・事業者への方策

---

都市景観の形成に重要な役割を果たし、都市景観を守り、つくる場合において活動していく主役は行政ではなく、市民・事業者です。市民・事業者が主体的に景観形成に携わることができるよう、様々な角度から検討を行い、地区計画やまちづくり協定などの諸制度とも連携しつつ、市民・事業者・行政が一体となって景観形成を進めます。

#### ④ 行政としての方策

---

景観形成をまちづくりの目標におけるひとつの大きな柱として位置づけ、行政として総合的に取り組みます。都市全体の優れた景観を目指した諸施策・諸活動の先導的な役割を果たすべく、公的空間における景観形成への取り組みが何よりも必要であると考え、公共事業における景観配慮、なかでも公共建築の景観デザイン向上を推進します。

また、公共施設のうち景観的に特に重要なものについて「景観重要公共施設」の指定を行います。

### 3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定

---

景観には、身近な自分の家の回りの景観をはじめ、駅前の景観、山麓や河川、海岸景観など様々なものがあります。また、景観を構成する要素の組み合わせや視覚的な拡がり具合によっても異なった景観となりますし、さらには同じ対象でも、見る時間や場所、位置、その時の心理状態によっても異なってくるものです。このように多様な形態を持つ景観について具体的な形成計画を考えていく場合、まずその特性を抽出し、類型化を図る必要があります。これにより、景観の概念をわかりやすいものとするにより、計画の対象である都市景観を明確に把握し、目指すべき都市景観の全体像を組み立てることが可能となります。

#### (1) 芦屋の都市景観特性

---

芦屋市の都市景観構造を、面的な市街地区分と線的な軸区分による構成として把握すれば、以下のようになります。

面的な市街地区分は、六甲山系の山々から大阪湾の海までの南北において、山麓から順次帯状に「丘－山麓市街地」「街－中央市街地」「街－新市街地」「浜－海浜市街地」の4つのゾーンに分けられます。

線的な軸区分としては、東西に都市空間の骨格をなす主要な道路である国道2号、国道43号、阪神高速神戸線及び阪神高速湾岸線と阪急線、JR線及び阪神線の鉄道が走っており、南北には地域を表現する主要河川である芦屋川と宮川があります。

海岸線はかつて白砂青松の地として、海水浴場などレクリエーションの場として広く市民に親しまれてきましたが、現在は芦屋浜の住宅地や南芦屋浜地区造成事業によって、かつての海岸景観は姿を消してしまっています。

市街地の形成過程を見ますと、芦屋は中世から近世にかけて摂津と播磨の国をつなぐ交通の要衝の地として、西国街道が街の中心を通り、徐々に街としての形態を整えていったようです。明治時代以降は、大阪と神戸の間にある地域的特質を活かした別荘住宅地開発が始まり、昭和初期には日本有数の郊外住宅地である「阪神間」の中心的地位を占めるに至りました。さらに昭和30年代よりマンションの開発が相次ぎ、住宅都市の性格がますます強まりました。

## (2) 芦屋の都市景観類型

---

芦屋の景観特性に基づき、その類型化を図り、この計画の対象である都市景観を明確でわかりやすいものにするため、都市景観の類型別計画を展開し、全体的な都市景観形成の方向付けを行います。

芦屋の都市景観は、その特性から、面的に見た「自然景観（眺望景観）」と「市街地景観」、線的に見た「景観軸」、点的に見た「景観点」の大きく四つに分類できます。

自然景観は、主に「山の景観（六甲山景観）」と「海の景観（大阪湾景観）」という自然を対象とした景観で、都市全体の構造的景観を左右する要素であり、都市景観形成においてはそれらの眺望景観が重要となります。

市街地景観は、市街地内のそれぞれの地区における景観で、その地区の成立過程や地形的条件などにより、「山麓市街地景観」「中央市街地景観」「新市街地景観」「海浜市街地景観」に細分化されます。

景観軸は、都市の骨格となる主要道路や河川など軸状に展開する景観で、「河川軸景観」「道路軸景観」「軌道軸景観」に細分化されます。

景観点は、眺望点やランドマークなどの「眺望型景観点」と、主要な駅前や境界などの「環境型景観点」に分類できます。

## (3) 芦屋の景観色

---

都市景観にとって、色彩は操作しやすく、変化を与えやすく、心理的反応が得やすい重要な要素であるほか、いろいろな機能や形態などがばらばらに存在するまちの要素を調整しまとめあげる役割も持っています。このため、色彩に対する共通の意識を、そこに住む市民やその環境を利用する人々がどのように感じるかが重要であり、それを認識するためには直感的な判断によるのではなく、心理的及び科学的なアプローチが必要です。

こうした観点から、芦屋浜、芦屋川、芦屋駅など5ヶ所の景観色調査を行った結果、そこに住む人々が長年の間親しみ好んできた郷土色とも言うべき色彩は、「花崗岩のベージュ色、暖かい灰色」及び「六甲山の青色・緑色、松の深い緑色」であることがわかりました。これらの色彩が芦屋の都市景観における基調色と言えるでしょう。

#### (4) 都市景観への市民意識

平成24年11月に実施した芦屋市民アンケート調査では、都市景観に対する市民意識の高さが明らかになりました。

この調査は、第4次芦屋市総合計画の中で掲げている35の施策目標について、市政を推進していく中で市民の皆さまが日常生活においてどのように感じておられるか等についておたずねし、総合計画に掲げられているそれぞれの施策をより良いものにするために行なったもので、市内在住の20歳以上の方2000人を対象に郵送による方法で行なったものです。回答票は1015票で回収率は51%でした。

その中で、施策目標ごとの評価については、「自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」「建物など地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している」など地域の自然環境やまち並環境について高い評価をしていることが明らかになりました。

また、これらの施策の関心度についても、「自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」「建物など地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している」については高い関心が寄せられており、芦屋市の景観行政に対する期待の高さが伺えます。

#### 《政策目標に対する評価》

##### 政策目標

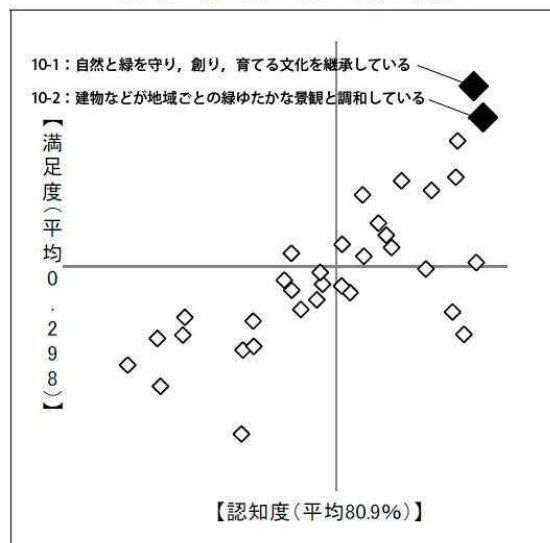
10-1: 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

10-2: 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

##### ● 政策のポジションと評価の指標値

10-1: 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
満足度 ※満足から不満までの5段階評価に+2 ~-2点を配点し回答者数で除した数値	1.002 全体N=967
認知度 ※「わからない」以外の回答の割合	96.2% 全体N=1005
10-2: 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
満足度 ※満足から不満までの5段階評価に+2 ~-2点を配点し回答者数で除した数値	0.900 全体N=967
認知度 ※「わからない」以外の回答の割合	97.4% 全体N=1003

満足度と認知度から見た施策の評価





---

## 第 2 章 都市景観の類型別計画

---

### 1. 自然景観計画

---

芦屋の景観構造を決定付けているのは「自然景観」です。それは、市街地の背後を覆う六甲山の緑成す山並み景観と、市街地の前面に広がる大阪湾の水面につながる浜辺景観が基本となっています。芦屋に生まれ、芦屋に育った人たちにとって、山と海の自然景観は芦屋のまちの原風景となっています。

山と海という自然景観がまちの景観の要となっており、それらを遠景としてのぞむ眺望景観が何よりも重要で、そうした眺望を妨げないような方向が芦屋の美しい景観を守るための都市景観形成計画の基本です。

#### (1) 山の景観－六甲山景観

---

市街地から眺められる芦屋の山並みは、やさしくまちを包むように二重三重となった緑のひだが特徴的であり、六甲山の緑地環境の特性でもあります。

これらの環境・景観の保全には、市街化調整区域、風致地区、近郊緑地保全区域、国立公園、保安林といった、何重にも重なってかけられている法的規制の網が一定の役割を果たしています。そういった法的観点における保全についての問題はほとんどありませんが、散策道、登山道や展望広場など行政主体の整備が行われるような時には、十分な配慮が必要となります。

#### (2) 海の景観－大阪湾景観

---

かつての白砂青松の浜辺は大阪湾一帯の中ではほとんど残っておらず、芦屋においても前面の海岸は埋め立てられ住宅地に姿を変えています。わずかに、芦屋川河口などにその面影がうかがえますが、かつての自然景観が楽しめた浜辺の風景はありません。

しかしながら、南芦屋浜地区の浜辺には新たに潮芦屋ビーチが整備され、総合運動公園や潮芦屋緑地の緑と一体となった自然景観が形成されており、芦屋の新しい浜辺景観を楽しむことができます。

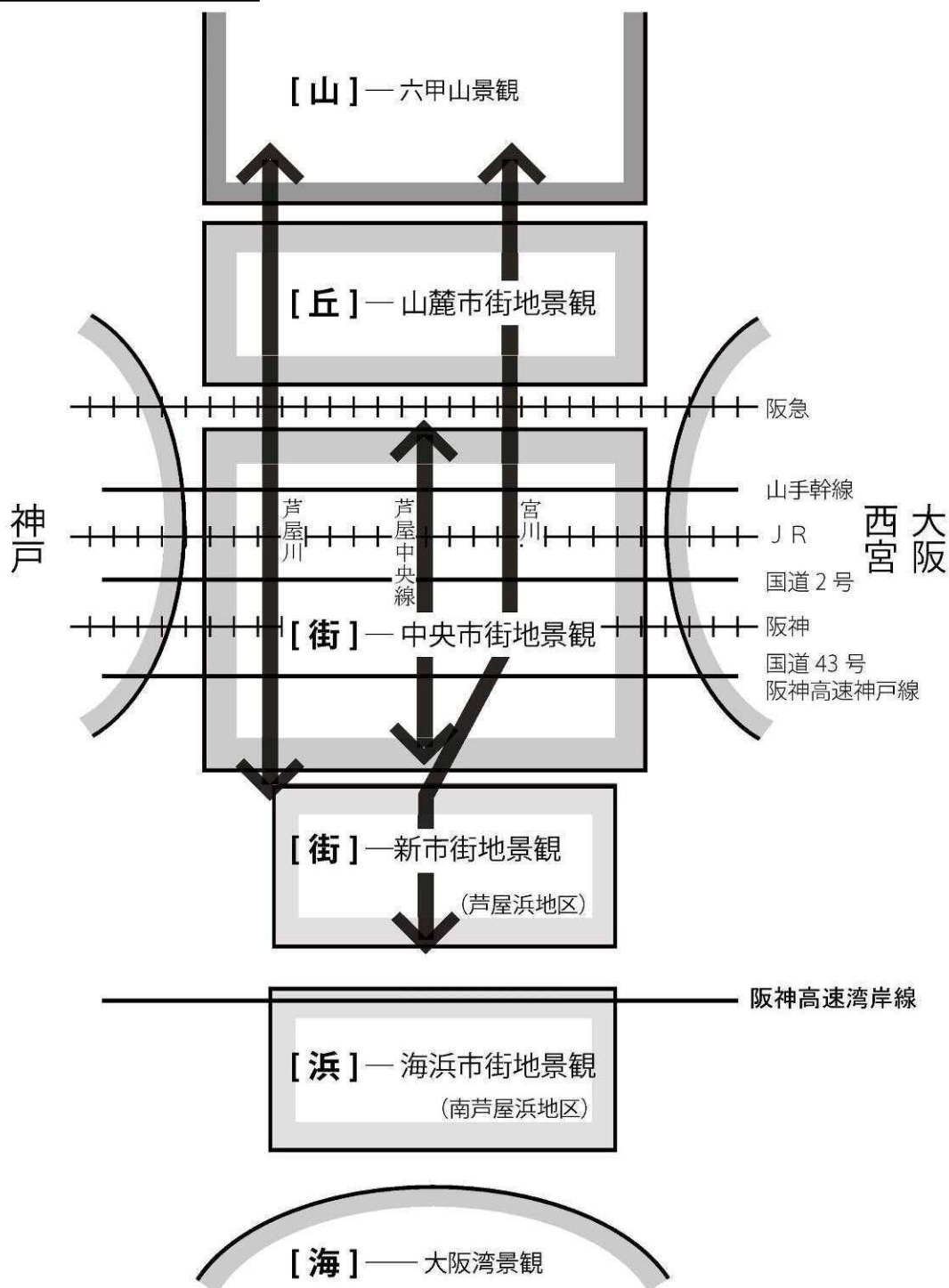
#### (3) 眺望景観－眺望点

---

自然景観にとって、その基本である緑地や浜辺の保全が重要であることは明白ですが、それらの景観への眺望という観点も大きな要素となります。

山麓・山腹からの市街地や、海の眺望、ヨットや航路など海からの眺め、市街地から山や海への見通し等々、眺望点と眺望対象が相互に関係します。眺望点周辺の規制や、整備と併せて主要な眺望点からの眺望対象への視線を確保するような「景観回廊（眺望の確保など景観的に重要な軸線上の地区）」の設定を行います。

### 芦屋市の都市景観構造



## 2. 市街地景観計画

---

芦屋の市街地はほとんどが住宅地であり、他の都市に比べてその機能は単純であると言えます。中央市街地の一部に生活関連施設としての商業集積が高い駅前地区・商店街地区が見られる程度です。

しかし、同じ住宅地といってもその立地している歴史的・地形的条件によって、景観的な表情はかなり異なっていますし、対応すべき課題も異なってきます。

六甲山につながっている丘の山麓市街地、平坦部の交通至便な街である中央市街地、埋立地として比較的歴史の浅い新市街地、大阪湾に面した海浜市街地がそれぞれにおいてその立地条件を十分に活かした景観的保全整備を進めていく必要があります。

### (1) 丘－山麓市街地景観

---

山麓市街地のほとんどは緑多い戸建住宅地であり、これまでの芦屋の高級住宅都市のイメージをつくってきました。最近はその中においても中高層マンションの建設が進んでおり、かつての落ち着いた戸建住宅景観の調和が取れにくくなってきています。

小さな水路や法面の緑と一体となった石垣・生垣が狭い道の両側を囲み、垣越しに少しだけ見える瓦屋根などが、うるおいある都市景観をつくっていました。マンション建設の際にも、こうしたこれまでの都市景観を保全し、既存の住宅景観に調和するような計画の誘導を図ります。

### (2) 街－中央市街地景観

---

阪急・JR・阪神の3本の鉄道、山手幹線、国道2号・43号や阪神高速道路湾岸線及び神戸線などの幹線道路は、いずれも大阪～神戸を結ぶ東西の大動脈として市街地を横切っています。幹線道路沿いの地域や鉄道各線の駅の周辺は、それぞれの地区の特性に合わせた景観を形作りながら、現在に至るまで発展してきました。

昔ながらの密集した町屋や長屋などは震災とその後の区画整理により、ほとんどが姿を消し、新しい都市としてのまちづくりが進んでいますが、一方で震災の被害を免れた親しみ深いほっとする空間も残されています。これらの特性を十分に考慮し、これまでのひそかな美しさを守りながら、これからの新たな美しさをつくるといった両面での都市景観対策を進めていきます。

### (3) 街－新市街地景観

---

北に防潮堤線，南に芦屋キャナルパークをのぞむ芦屋浜地域は，比較的新しいまちとして整備が進められてきました。埋立地として一から開発されたため，戸建住宅地や高層集合住宅地，公益施設，緑地や公園などがバランスよく配置され，良好な住環境を形成しています。今後は成熟した住宅地として，中央市街地の街並みと調和を図るとともに，住環境をより充実させていく必要があります。

南芦屋浜地区との間にある海沿いの空間，芦屋キャナルパークは，かつての芦屋浜の風景とは異なるものの，新しい芦屋の海を感じさせる貴重な空間であることから，地域の個性を活かした景観形成を行い積極的な活用を図っていきます。

### (4) 浜－海浜市街地景観

---

震災後に開発された南芦屋浜地区は，防災を強く意識したまちづくりが現在に至るまで進められています。また，既成市街地における芦屋の品格ある洗練されたイメージを継承しつつ，市街地にはない総合公園や大型商業施設などが配置され，新たな交流と活力を生み出す地域として期待されています。

海に面したまちとして，水をまちづくりのテーマと考え，芦屋マリーナや潮芦屋ビーチなどの海浜景観を十分に活用しながら，住宅地における緑化を進め，水と緑に囲まれた庭園都市としてのまちづくりを進めます。

### 3. 景観軸形成計画

---

芦屋の都市景観構造の骨格となっているのは、東西にはまちの動脈といえる道路軸と軌道軸、南北にはまちの静脈といえる河川軸であり、具体的には以下のものがそれにあたります。

- 河川軸 芦屋川，宮川
- 道路軸 国道2号，国道43号，山手幹線，阪神高速神戸線，阪神高速湾岸線
- 軌道軸 阪急線，JR線，阪神線
- 景観軸と重なる水や緑のネットワーク

#### (1) 河川軸景観

---

山と海が近いために、芦屋川、宮川ともに水が乏しく、一旦、雨が降れば急流となる可能性が高い川ですが、日頃はまちにとって貴重な親水空間となっており、緑地としても地域の景観形成に一役買っています。

芦屋の都市景観を代表する芦屋川を景観保全軸、これからの景観整備が望まれる宮川を景観創造軸と位置づけ、山と海をつなぐ緑地軸であるとともに、見通しの良い景観回廊として市民に親しまれる景観軸を目指します。

#### (2) 道路軸景観

---

芦屋のまちを東西に貫く幹線道路は、緑ゆたかな道路軸景観をつくり、それらと交差する南北の道路は、商店街や通学路などのまちの道として地域の景観を形づくるのが理想であると考えています。南北の道については、コミュニティ道路や緑道として一部整備が進められていますが、今後はそれらを駅や緑の拠点など地域の核につなぎ、又、東西の道についても緑化を推進することにより、市街地景観を親しみやすいものに育てるための景観形成軸として位置づけます。

#### (3) 軌道軸景観

---

阪神間の交通を支えている阪急・JR・阪神の軌道は、市街地の重要な景観軸でもあります。沿線の緑化、のり面の修景、橋やトンネル、駅舎の整備など市街地景観に配慮した対応が求められます。

また、各軌道の駅とその周辺は市街地景観にとって重要な拠点であり、それらの景観点との連携も十分図る必要があります。

#### (4) 水や緑のネットワーク

---

前述した構造的な景観軸に加えて、それらの間をつなぐネットワークも重要な景観軸であると言えます。市街地の公園・緑地、ため池、海岸及び植栽の豊かな幹線道路などを連携して、市民が自由に散策し、身近に自然を感じながら都市を回遊できる水と緑のネットワークの形成を図ります。

- 歩行者ネットワーク（歩道、緑道、河川敷など）
- 環境型景観点ネットワーク（駅・集会施設・商業施設などを結ぶ）
- 緑の拠点ネットワーク（公園・森・池などを結ぶ）
- 敷地内緑化（緑ゆたかな通り外観の形成）

## 4. 景観点形成計画

---

芦屋の都市景観の特徴は、面的な自然景観、市街地景観及び線的な景観軸で構成される景観構造だけでは表現できないところにあります。きめ細やかにあちらこちらに点在している景観点こそが芦屋の景観を特色付けていると言えるでしょう。

### (1) 景観点の位置づけ

---

景観点には、次のような三つの位置づけが考えられます。

- 芦屋の都市景観構造を特徴づける景観保全・景観整備の主要ポイント
- みどりの拠点や海の拠点の具体的な保全・整備ポイント
- 地域の景観形成の特性を示す重要建造物や街角などのポイント

### (2) 景観点の種別

---

景観点の種別としては、優れた眺望景観の中心となるポイントを対象とした眺望型景観点と、生き生きした都市環境の中心となるポイントを対象とした環境型景観点が挙げられます。

#### ① 眺望型景観点

---

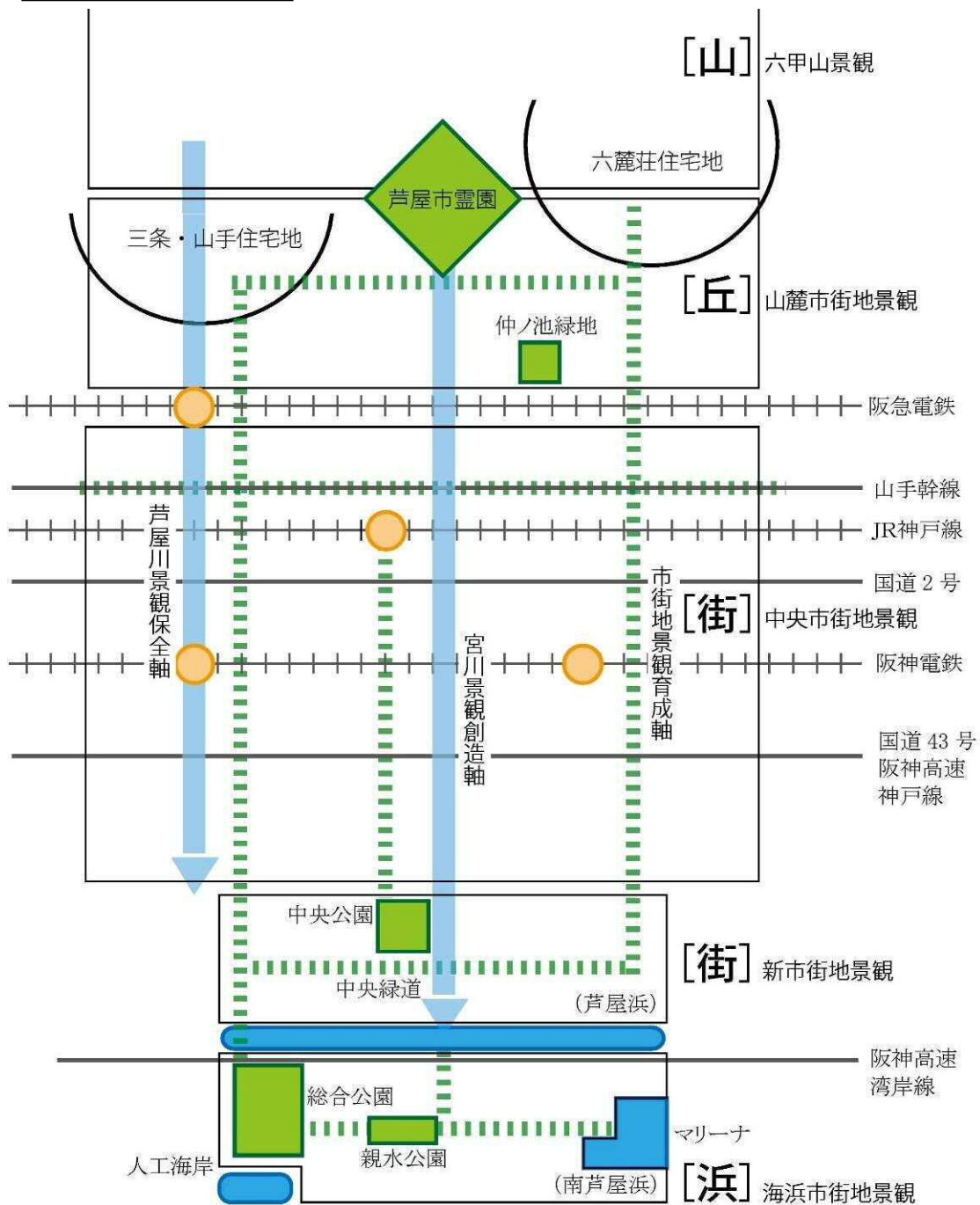
見る点（視点場）としての眺望点を景観の重要ポイントと位置づけ、周辺の景観整備や眺望の確保を検討します。また、見られる点（対象）として認識される地域のランドマークなどについても景観点としてとらえ、周囲の景観形成を進めます。

#### ② 環境型景観点

---

駅や公園、橋などの公共施設のほか、多くの人が集まり街を代表する商業施設や文化施設などを都市環境の中心点と考え、景観整備を進めるべき重要ポイントとします。

**景観軸形成計画**



凡例





---

## 第 3 章 都市景観形成への取り組み

---

芦屋市景観形成基本計画の方針について、景観行政として実行及び定着させていくためには、都市景観行政の展開を進め、公共空間における景観整備事業の推進を図り、行政自らが都市景観形成の先導的役割を果たす必要があります。さらに、市民の理解と積極的な参加・活動がなければ、より広範な都市景観形成を図ることはできません。

### 1. 都市景観行政の展開

---

都市景観形成に向けた景観行政は、神戸市をはじめとして尼崎市、伊丹市、西宮市、宝塚市、三田市など阪神間諸都市において全国的にも先駆的な取り組みが進められており、兵庫県全体でも「景観の形成等に関する条例」により、早くからその支援体制が整えられています。

芦屋市でもそれらの事例等を参考に、芦屋の景観特性を十分に活かした景観行政に取り組む必要があります。

#### (1) 大規模建築物等の届出・景観指導

---

都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などについて、届出が必要な規模や指導基準などを定めます。それらの新築及び増改築時の届出を受けて、第三者会議などを活用しながら、都市景観形成の観点から指導及び助言を行います。

芦屋市では、きめ細やかな住宅地景観が都市景観の中核をなしているため、建物用途を限定することなく、一定規模以上の建築物についてはすべて届出の対象とします。

#### (2) 景観重要建造物・樹木の指定

---

都市景観の形成において、重要な位置を占めると認められる建築物や樹木などの指定を文化財行政との関連に留意しながら行い、その保存及び管理を支援します。

芦屋市では、こうした景観重要建造物や樹木が細やかなまちなみ景観のなかに融合して存在している場合が多く、周辺も含めた景観形成を進めることが特に重要であると考えます。

具体的には、社寺や史跡などの歴史的景観資源や、洋館や近代建築などの景観重要建築物、地区の景観を特徴づけている樹木などが挙げられます。

### (3) 景観重要公共施設の指定

---

道路、河川、公園緑地等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つと考えられます。

芦屋市では、今後、良好な景観形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として景観計画に位置づけることを進めます。

### (4) 景観地区等の指定・景観まちづくり

---

芦屋市では、点的な景観資源が全市域にわたって散らばっており、市内全体が保全すべき景観又は今後育成を図るべき景観を有するという考え方のもとに、平成21年7月より市域全域を景観法に基づく「景観地区」に指定しています。

また主要な景観河川軸の一つである芦屋川周辺について、芦屋市を代表する景観として特に景観保全を図るべき地域であると考え、平成24年4月より「芦屋川特別景観地区」に指定しています。

今後は、市内に広く存在する景観点や景観軸を主な対象として、景観計画による重点地区や特別景観地区の指定が可能かどうかを検討し、地域の特性に応じた景観まちづくりを進めます。

### (5) 関連制度の活用

---

都市景観形成に大きな影響を持つ建築物などを主な対象として、景観法や都市景観条例による対応を進めていくことが都市景観形成基本計画の実現の基本となりますが、その他既存の規制・誘導制度や各種景観関連事業制度も総合的に活用していくことが必要です。

具体的には都市計画法に基づく用途地域・高度地区の規制や、風致地区の制限などが挙げられます。さらに、都市計画法に基づく開発許可や、自然公園法、屋外広告物条例などについては、景観計画に位置づけることによって、より強い連携が可能となります。また、緑の基本計画や環境計画など芦屋市独自の計画との連携も必要です。

こういった関連制度の連携を強化するとともに、芦屋市の景観特性に合わせた新たな制度や事業を創出し、展開活用していくことが求められます。

例えば、河川・水路環境の保全や修景に向けての助成や事業、景観重要建造物保全及び改修のための要綱策定などが挙げられます。

また、都市景観形成に努力している積極的な行為に対しては表彰制度を活用し、周囲の景観に配慮した建築計画が当然であるという意識が市民に芽生えるような啓蒙対策を進めていきます。

## 2. 公共空間における景観整備事業の推進

---

公共空間の整備は、都市景観の形成に直接的にかかわるとともに、先導的役割を担うものであり、緑化推進や生垣緑化への積極的取り組みなど、行政が中心となって進めていかなければなりません。また、公園緑地や道路などの公共空間は、身近なオープンスペースというだけではなく、貴重な景観資源であるということも強く認識する必要があります。これらのうち、特に重要なものについては「景観重要公共施設」として指定します。

歩行者空間の整備とネットワーク化を目指して、舗装、植栽、サイン、ベンチや街灯などのストリートファニチャーの配置デザインに配慮し、機能的かつうるおいのある空間整備に力を注いでいきます。

そのほかにも、河川、高架道路、高架鉄道、橋りょう、のり面、擁壁などの土木施設における景観誘導や、電線地中化及び無電柱化などの景観を阻害する要素の改善、屋外広告物の規制誘導などが都市景観形成における今後の大きな課題であると認識し、対応を進めていく必要があります。

また、河川や海浜などウォーターフロントにおける整備にあたっては、親水性や眺望に配慮し、それぞれの特性を活かした公共空間の整備を行います。

さらに、こうした公共空間の整備にあわせて、庭園都市宣言にある「花と緑いっぱいのもちづくり」を目指し、壁面や屋上緑化などの立体的な緑化に取り組むほか、夜景や色彩の演出にも心を配り、魅力ある都市空間の形成を図ります。

こうした直接目に見える形で進めることのできる公的空間における景観整備事業は、全市的に各部局にまたがって進められるため、都市景観形成への統一的イメージ形成が十分でない場合があります。また、公的な建築物は他の公共空間以上に都市景観形成に及ぼす影響が大きく、よりデザインに配慮した質の高い建築計画を練る必要があります。これらの課題を解決するために、芦屋市都市景観研究会や景観アドバイザー会議などの組織を活用することにより、芦屋市の景観形成における共通理解を深めることが必要です。

## ( 1 ) 公園緑地の再形成

---

市民が日常の生活に利用する広場や公園、社寺境内の樹林から市民農園に至るまで、市街地各所に見られる緑のオープンスペースは、「花と緑いっぱいのまちづくり」を推進するための拠点そのものです。

現実の問題として、芦屋市における市民一人当たりの公園緑地は全国平均値以下であり、単純に量を増加させることが難しい現状においては、緑ゆたかな美しさという質の面において、どのように公園緑地を整備し市民にとっての緑化推進拠点とするか、といった検討が必要になってきます。

そのためには、緑陰樹の植栽や花壇の導入などに積極的な取り組みを図る一方で、デザインに配慮した遊具など公園の景観を向上させるような施設の配置と、それにふさわしい周辺環境の整備が求められます。また、公園緑地内に風致に富む樹林を整備して、それぞれの地域を代表する緑の拠点の一つとし、市民が日常的に自然と親しめるような雰囲気を作り出すことにより、公園緑地が身近な自然との対話・交流の舞台として理解されなければなりません。

さらに、かつての防潮堤の敷地や海岸に面した潮芦屋南緑地は、市域において貴重な東西のグリーンベルトとして積極的に緑化と修景を試み、芦屋川など南北のグリーンベルトと併せて、市域に縦横の緑地が展開し海の緑と山の青を連ねるような構想の実現に努めます。

## ( 2 ) 歩行者空間の整備

---

歩道や緑道などの歩行者空間の整備は、公共空間景観整備の中心をなしており、そのデザインが沿道地区の景観整備における先導的役割を果たすことが多くあります。

特に、その路面舗装は面的に大きな割合を占めており、デザイン的にも強い印象を与えるため、慎重な検討をする必要があり、舗装材料の選択、舗装パターンのデザインなどその場所に応じた空間演出を行います。

また、植栽による緑化は、通りを歩く人にとっても、沿道で生活する人にとっても大変重要な要素であり、季節的な推移、管理面などにも配慮しながら豊かな歩行空間を創出します。

## ( 3 ) 土木施設などの景観協議・誘導

---

市内の土木施設については、都市アメニティを配慮した道路整備、橋りょう整備などが行われてきましたが、今後も地域の景観形成において重要な役割を果たしていくこと

になります。一般の人々の目に触れる機会の多い土木施設は、そのスケールの大きさや公共空間整備との密接な関係からも重要な景観形成構成要素であるといえます。とりわけ、橋りょうなどの大規模土木構造物については、ランドマークとしての役割や都市イメージを演出する効果が大きいことを認識して、都市景観形成の大きな柱として周辺環境との調和ある整備を進めます。

#### (4) 景観を阻害する要素の改善

---

公共空間における景観整備のためには、電柱・架空線などの景観阻害要素の整理、撤去を図ることが必要になります。また、市街地において放置されている空地などを景観上適正に維持・改善することや、マンションの屋上設備への配慮といった民間施設における景観阻害要素への対応や改善策なども進めます。

#### (5) 屋外広告物の景観誘導

---

サインや交通標識などとともに屋外広告物は、その機能上公共空間の中でよく目立つ場所に設置されるため、都市景観形成において特に配慮を要する重大な要素です。屋外広告物が景観演出に果たす役割も評価しつつ、屋外広告物条例を定め設置される地区の特性に十分配慮したきめ細やかな景観誘導を行います。

#### (6) 河川や海浜などのウォーターフロントの景観形成

---

公共空間整備における水際の環境や景観の整備については、これまで十分に配慮されていたとは言い難い部分があります。防災性や安全性が優先されるべきことは言うまでもありませんが、それだけでは景観形成には寄与しません。親しみのある市民の空間として、ウォーターフロント整備を進め、芦屋沖からの海岸線の眺めに十分配慮しなければなりません。

芦屋市を代表する芦屋川の美しい景観保全、これからの美しい宮川を目標とした景観創造、さらに芦屋浜・南芦屋浜の埋立地におけるウォーターフロントでの市民的景観整備への合意形成など、山麓の景観整備に比べて遅れている河川・海浜のウォーターフロント景観への対応を十分に進めます。

#### (7) 魅力ある都市空間の演出

---

都市の景観やアメニティ向上のために、緑地の保全だけではなく、花や生垣による通り外観の景観づくりなども進めます。また、夜景の見え方に配慮した建築物のライトア

ップなど夜の景観の演出、色彩や材料による都市ストックの演出など、個性ある景観創造や魅力ある都市空間を効果的に見せることを考慮します。

これらの演出は公共主体によるのではなく、その地区の住民や企業が地区の実情に合った形で、より魅力ある方向で進めていくことが望ましいと考えます。行政としては、それらが全市的な運動となるような支援の方法を検討し、全体としての調和を損なわないようコントロールしていく必要があります。

### 3. 市民などの参加による都市景観形成の推進

---

都市景観形成は公的空間の整備に加えて、私的空間の景観誘導が大きな比重を占めるため、これまでの芦屋の景観を守り、これからの芦屋の景観を作る主役は市民と事業者であると言えます。

都市景観の形成には市民・事業者の理解と積極的な協力が不可欠であり、ひとりひとりが地域に愛着を持つとともに、都市景観に対する自覚を持って配慮していくことにより、はじめて個性ある美しい芦屋の都市景観が形成されることとなります。

市民的な都市景観形成への理解・意識向上に向けた広報、自主的な取り組みを推進するための啓発を行うほか、市民組織の育成支援を進める一方で、団体や企業の景観に対する理解と社会的貢献の重要性を説き、広く芦屋市全体の景観認識のレベルを向上させることが重要です。

行政としては、都市景観形成に寄与する行為などに対する表彰制度や、地域における都市景観への合意形成に応じた景観協定制度など様々な方策を用意し、市民・事業者と一体となってより優れた都市景観の形成に積極的に取り組んでいきます。

#### (1) 景観表彰・顕彰

---

市民や事業者自らが積極的に景観形成に取り組むには、そのための仕組みと支援体制が十分に用意されなければなりません。地区景観にふさわしい建築計画や景観まちづくり運動、都市緑化活動などの良好な景観形成への積極的な取り組みへの表彰・顕彰は、市民・事業者の誇りと今後の活動に大きな力となります。

条例に基づく表彰制度を大いに活用するほか、緑化政策と一体的な施策が進められる芦屋市の組織的な特徴を活かして、景観と緑化の両方において表彰できるような制度の創設を検討します。

## (2) 景観市民組織・景観協定

---

都市景観形成への市民参加は必要不可欠であり、その組織化が景観事業推進や景観規制誘導の成否を左右すると言えます。まちづくり協議会などの市民団体を母体として、景観に関する意識の向上を図るとともに、景観まちづくりに向けたワークショップや市民会議の開催の検討も含めて、市民活動の活性化に努めていきます。

また、地域の特性に応じた景観づくりを可能とするため、法規制の上乗せとなる景観協定の締結を推進します。市民組織の求めに応じ、必要があれば積極的に認め、支援してまいります。

## (3) 景観イベント

---

景観形成は目に見える形としての景観事業や規制誘導が中心ではありますが、それだけではありません。市民の芦屋の景観への思いと都市景観センスの向上が景観形成の基本であり、それらを効率的に図っていくためには、様々な景観イベントに取り組み意識啓発を行う必要があります。

各種団体や市民組織などが行うイベントにも積極的に参画するだけでなく、行政として景観フォーラムやセミナー、現場視察などのイベントを主催し、景観教育の一環として支援していきます。

## (4) 景観啓発・景観教育

---

景観事業や景観イベントとともに、市民や事業者、広告主などを対象として都市景観への意識向上を目指した啓発や教育に力を入れていきます。そうした啓発活動や景観教育の蓄積が、市民や事業者の都市景観への意識を高め、好ましくない景観阻害要素を自浄し、美しいまちなみを作り維持していく基礎となるでしょう。

市民や事業者を対象として、芦屋市の景観整備水準を示す計画の事例や、景観に配慮したデザインを記載したマニュアルやガイドラインを作成・配布するほか、子供から高齢者までを対象とした景観教育の教材となるような案内書や手引きの作成・配布などを行います。

---

## おわりに 景観形成基本計画の展開

---

都市景観の形成は、市民・事業者・行政の三者が一体となって、継続した活動を行うことが必要不可欠です。新しく完成した建築物や工作物がいくら景観的に優れていても、良好な維持管理がなくては、次第に古び色あせていきます。

基本計画においても、計画策定後も調査・研究を継続的に行い、内容の検討を続けていくことが重要です。

基本理念の確認や芦屋の景観色の継続的調査・研究、景観形成を推進するモデル地区の策定、その他都市景観形成の取り組みについての検討などを重ねていくとともに、基本計画を見直していきます。

芦屋の都市景観形成を一步ずつ進めながら「目指すべき都市景観形成の目標」や「うるおいのある景観軸の形成」などについても調査・研究を続け、計画を展開しながら時勢に応じた適切な変更をしてまいります。



# 芦屋市景観形成基本計画

平成 8 年 1 1 月

芦 屋 市

# 芦屋市景観形成基本計画

はじめに 景観形成基本計画の目的と構成	1
---------------------	---

## 第1章 都市景観形成の基本理念《緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして》

1. めざすべき都市景観形成の目標	3
2. 都市景観形成の基本的考え方	5
(1) 都市景観形成の対象範囲	
(2) 都市景観形成の基本姿勢	
(3) 都市景観形成のための基本方策	
3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定	9
(1) 芦屋の都市景観特性	
(2) 芦屋の都市景観類型	
(3) 芦屋の景観色	
(4) 都市景観への市民意識	

## 第2章 都市景観の類型別計画《都市景観ストラクチュア計画》

1. 自然景観計画	13
(1) 山の景観—六甲山景観	
(2) 海の景観—大阪湾景観	
(3) 眺望景観	
2. 市街地景観計画	15
(1) 丘—山麓市街地景観	
(2) 街—中央市街地景観	
(3) 浜—臨海市街地景観	
3. 景観軸形成計画	17
(1) 河川軸景観	
(2) 道路軸景観	
(3) 軌道軸景観	
(4) 道・緑・水のネットワーク	
4. 景観点形成計画	20
(1) 景観点の位置づけ	
(2) 景観点の種別	
(3) 眺望型景観点	
(4) 環境型景観点	

5. 都市景観形成のモデル地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

**第3章 都市景観形成への取り組み**

1. 都市景観行政の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

- (1) 大規模建築物等の届出・景観指導
- (2) 景観重要建築物等の指定・景観誘導
- (3) 景観地区等の指定・景観まちづくり
- (4) 関連制度の活用

2. 公共空間における景観整備事業の推進・・・・・・・・・・ 27

- (1) 公園緑地の再形成
- (2) 歩行者空間の整備
- (3) 土木施設等の景観協議・誘導
- (4) 景観を阻害する好ましくないものの改善
- (5) 屋外広告物の景観誘導
- (6) 河川や海浜などウォーターフロントの景観形成
- (7) 魅力ある都市空間の演出

3. 市民等の参加による都市景観形成の推進・・・・・・・・・・ 30

- (1) 景観憲章、景観協定
- (2) 景観表彰・顕彰
- (3) 景観基金
- (4) 景観市民組織
- (5) 景観イベント
- (6) 景観啓発・景観教育

おわりに 景観形成基本計画の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## はじめに景観形成基本計画の目的と構成

これまでの芦屋の良さは、日本でも有数の緑ゆたかな美しい住宅地としての環境・景観と、それらをつくりあげ育ててきた市民意識や生活文化の高さにあといえよう。

この美しい住宅地景観の保全は、芦屋という街のアイデンティティの基本であり、その良さをできるかぎり残していくことが必要であると同時に、これからの芦屋において《国際文化住宅都市》の名に値する、新たな住宅文化とそれにふさわしい魅力ある景観をつくっていくことによって、保全と創造が相互に刺激しあい、新しい「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」の形成が進んでいくものと考えられる。

特に、平成7年1月17日の阪神大震災によって、多くの芦屋の街は破壊を受け、美しい住宅地景観も市内各所で消失した。それゆえにこそ残された景観の保全は以前にも増して重要であり、震災から立ちあがる新たな街は、より魅力ある景観を目指す必要がある。

都市の景観は、人の目に映る「街の総合的な姿」であり、そこに住む市民の心を映し出すものである。街の震災復興にあわせて美しい街の景観を形づくっていくことは地域を愛する人々の細やかな真心の総和として実現され、維持されるものであり、今後の長い時間の経過の中で育まれていくものと考えられる。

この景観形成基本計画は、芦屋市における「景観まちづくり」を進めていくための共通の指針として、市民・行政・事業者がそれぞれの役割を果たし、震災復興においても長期的・総合的な景観への取り組みを展開していくための計画である。

### (1) 景観形成基本計画の目的

この基本計画は、芦屋市の景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針としての役割を担うものである。都市景観は、まちづくり全体に深くかかわるものであり、この基本計画は、「芦屋市新総合計画」(昭和61年3月)における「2001年芦屋の都市像－誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市」の実現に向け、都市環境・生活環境に対する構想・計

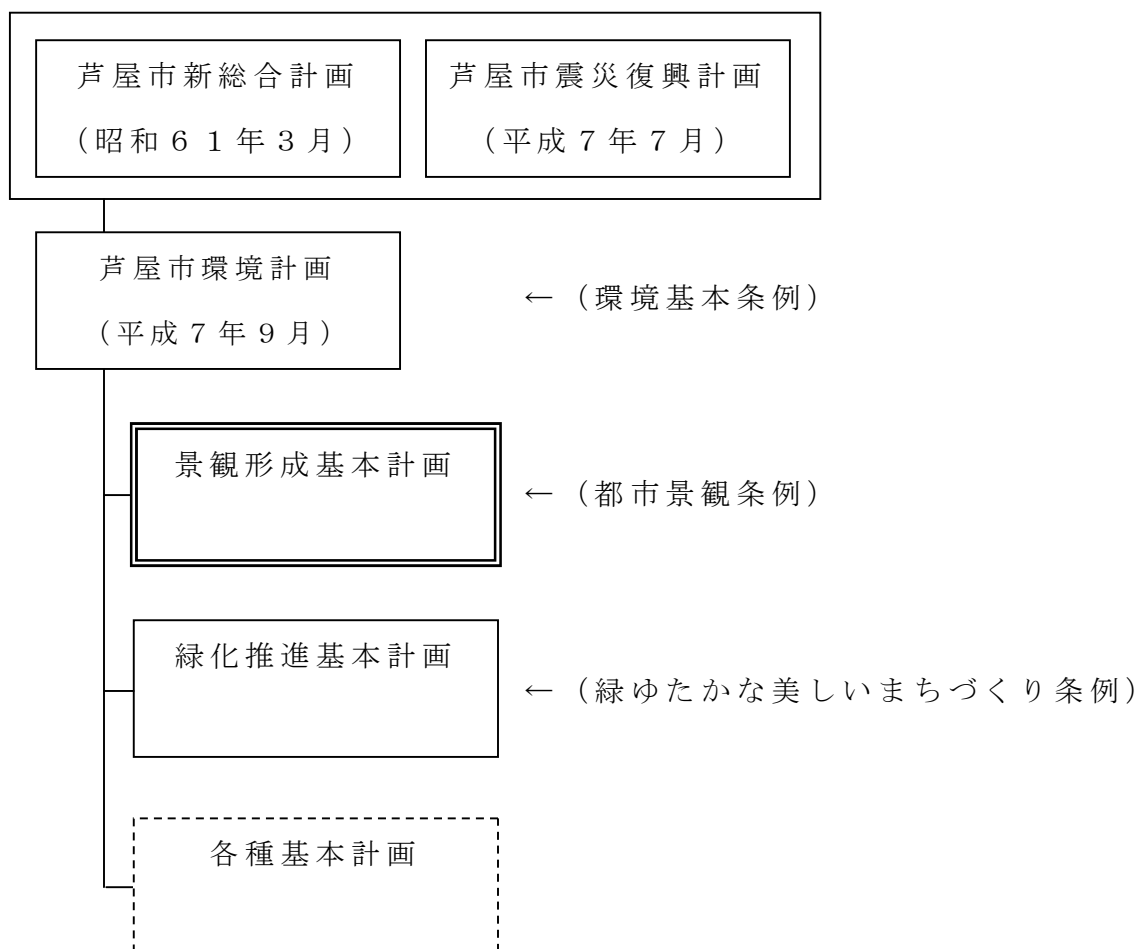
画を補完することになる。

この基本計画は、全市的な景観形成の方向づけを中心課題においている〈マスタープラン〉としての役割をもち、個々の地域における景観形成に関しては、詳細な地区別景観形成計画である〈ローカルプラン〉が担う。

また、個々の景観施策については〈アクションプラン〉、段階的な施策実施については〈ステージプラン〉などによって充実補完する。

## (2) 景観形成基本計画の構成

芦屋市景観形成基本計画は、「芦屋市新総合計画」(昭和61年3月)、「芦屋市震災復興計画」(平成7年7月)及び「芦屋市環境計画」(平成7年9月)に基づき、国際文化住宅都市にふさわしい景観形成を目指す「芦屋市都市景観条例」(平成8年6月)の目的を達成するために策定するものである。「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の「緑化推進基本計画」と連携して、芦屋市におけるこれまでの美しい景観を守り、これからの美しい景観をつくることによって、緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指すものである。



## 第1章 都市景観形成の基本理念

### 《緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして》

#### 1. めざすべき都市景観形成目標

芦屋の景観は、緑ゆたかな自然や恵まれた交通条件を背景として、歴史に培われながら形成されてきたものである。しかし、時代の社会的、文化的推移のなかでこれらは変化してきており、さらに震災からの新たなまちづくりにおいても、必ずしも優れた景観が新しく形成されてきているとはいいがたい。

自然や歴史的資産を背景として現在の市街地が形成され、それらが多様に組みあわせられ景観が構成される。緑の風がそよぐ芦屋のまちづくりを進めるためには、山なみや河川といった残されている自然とこれまでの歴史的な蓄積が重要な要素である。したがって、これからの芦屋の優れた都市景観形成を考えていくためには、六甲山系や芦屋川に代表される緑ゆたかな自然環境を活かすとともに、震災にもかかわらず残された貴重な歴史的環境や歴史的建築などの資産を活用し、さらに、新しいまちづくりにおいても、《国際文化住宅都市・芦屋》にふさわしく、住みやすい環境の必要不可欠な条件でもある「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」をとらえていかなければならない。そして、誇り高い阪神間住宅地の中核として、洗練された生活文化の継承・再生を目指し、心やすらぐ理想の居住都市の実現に取り組まなければならない。

これまでの芦屋の景観は、美しい自然の中で、上品な趣味を持つ多くの市民の手によってつくられてきた。これからの芦屋の景観形成の基本は、市民と行政が手を携えて進めるところにあり、とりわけ多くの芦屋市民が、自らの意志でそれぞれ取り組むことができる状況をつくりあげることにある。都市景観形成における行政の先導的役割以上に、「私の街こそ私の誇り」という市民主体のまちづくりが都市景観形成において重要と考える。

こうした観点から、芦屋の都市景観形成が目指すべき目標は次の2点とする。

#### ① これまでの美しい芦屋の景観をまもる

都市空間の中で、自然はうるおいとやすらぎをもたらす貴重なものである。

山なみ、河川、海岸などは、街の背景・骨格として空間を特徴づけ、同時に市民の憩いやレクリエーションの場としての役割を果たしている。

これらは震災による街の壊滅にもかかわらず、今なお芦屋らしい街の基本となっている。

それらが市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、芦屋らしい住みよい景観を形成するものとして、これらの自然の保全を図っていくことが重要である。また、歴史や伝統を伝える史跡・建築物・街なみなどは都市の歴史的進展の中でつくられ、現代に継承されたものであり、震災の被害をまぬがれたこれらの遺産は、地域景観の核となり、地域の個性を表現する重要なものである。

市民生活に配慮しながら現代生活の要請との調和を図った「これまでの美しい芦屋」の景観、すなわち自然景観や歴史的資産とそれを取りまく周辺とが一体となった歴史景観を守っていく。

## ②これからの美しい芦屋の景観をつくる

街は各地区ごとに多様性があり、地区ごとの性格を考慮し、利便性・安全性とともに、快適な生活環境を創造していかなければならない。そして、うるおいのある快適な生活環境は、美しい景観によって支えられる。

住宅地は日々の暮らしが営まれる最も親密な空間であり、この住宅地が住みよいものであり美しいものであれば、街に対する愛着が生まれ、まちづくりや住環境向上の原動力となる。震災からの住宅地の復興における景観形成にあたっては緑豊かな環境の形成を中心に、良好な住宅環境の創造に努める。また、中心市街地や拠点地区の商業地などにおいては、そこにおける活動や市民生活を反映した雰囲気重視し、都市の活力を高めるため、単に美しいだけでなく、楽しさ、にぎやかさと両立させた都市景観形成を図っていく。

こうしたそれぞれの地区において、これまでの芦屋の優れた景観に劣らぬような「これからの美しい芦屋」の景観をつくっていく。

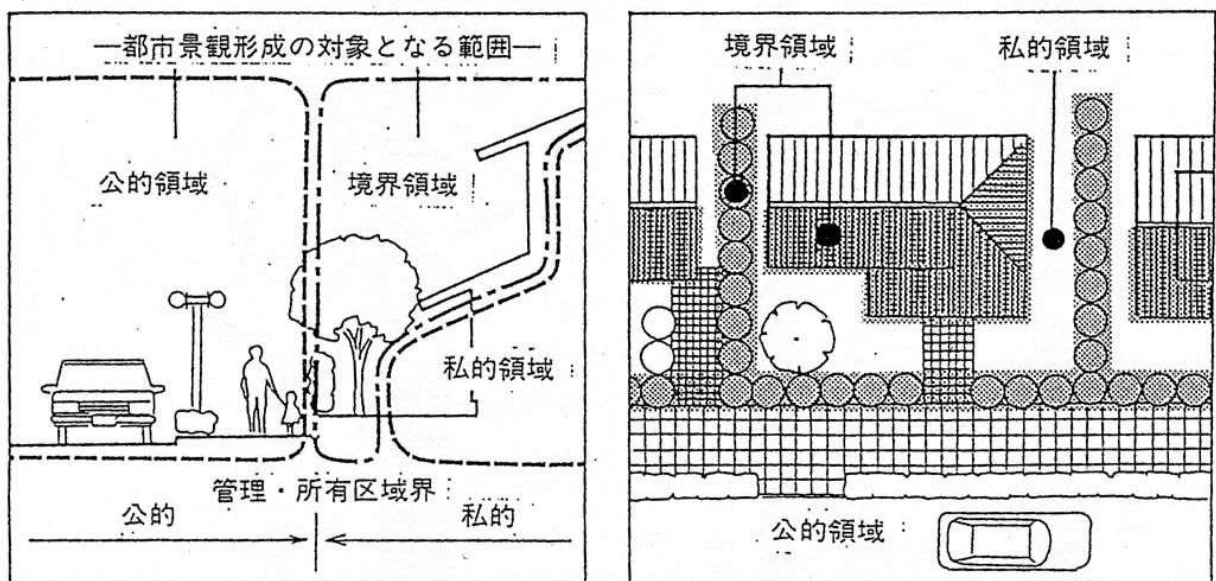
## 2. 都市景観形成の基本的考え方

都市景観形成の主体はあくまでもそこに住み、働く人々である。そうした、地域に住み、働く人々が景観に関して、本質的に理解し自主的に運動することなしには、都市の景観形成は成り立たない。それゆえ、市民・事業者が景観形成に誇りと責任をもって、行政とともに三者が一体となって取り組んでいかなければならない。その場合、都市景観形成の「対象範囲」、「基本姿勢」、「基本方策」の3点について共通した正しい認識が必要である。

### (1) 都市景観形成の対象範囲

優れた景観を形成するためには、その対象範囲は道路や公園などの公的領域だけでなく、これらと接した個々の建築物などの屋根・外壁・生垣・前庭など外部から視覚的に見える境界領域を含めた範囲も対象として、都市景観形成が図られなければならない。このために、従来の社会的・経済的な管理・所有区分とは別の都市空間の公共性についての認識が重要である。

都市景観形成に関して、都市空間の領域構成は道路や河川などの公的領域、公的領域に接する建築物の屋根・外壁・前庭・塀などの境界領域及び敷地内空間のうち視覚的に外部から見えない部分や屋内空間からなる私的領域の3つに区分できる。





都市景観形成を図るうえで、公的領域はもちろんのこと、境界領域もその公共性は非常に高いものとなっている。このため、都市景観形成の対象範囲は公的領域に境界領域を含めて考える。

## (2) 都市景観形成の基本姿勢

めざすべき都市景観形成の目標をうけ、「緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして」の基本姿勢を次のように考える。

### ①総合的・長期的な都市景観形成

景観を構成する要素は、都市空間の中に存在する全てのものであり、都市はたえず成長し、活動しており、都市景観もこれに伴って変化をしている。そのため、都市景観形成の取り組みにあたっては、総合的・長期的な視点にたち、計画的に進める。

### ②守り、育て、創る都市景観形成

恵まれた自然など、快適で個性ある都市景観形成に重要な役割を果たしてきたものについて、保全・育成を図るとともに、新しい市街地の形成や再開発などのこれからのまちづくりにおいても、優れた都市環境・都市景観を創造する。

### ③市民主体の都市景観形成

市民にとってかけがえのない財産である都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が一体となって、これに取り組む必要がある。そのためには、市は横断的に組織内の調整を行い、公的な空間の整備を通して都市景観形成の先導的役割を果たすとともに、市民・事業者の誘導・啓発を進める。

市民・事業者は、自らの生活・企業意識や価値観がゆとりとうるおいのあるまちづくりの基本であるという認識をもとに、市民主体の都市景観形成が重要であることを理解し、建築などの行為に際し、街なみや公的な空間との調和に配慮することが大切である。

### (3) 都市景観形成のための基本方策

優れた都市景観形成のための具体的な基本方策としては、地区的環境面への対応、景観を構成する基本要素となっている建築物などへの対応、都市のなかで活動している市民・事業者への対応及び先導的役割が重要な行政としての対応、の4つがあげられる。

#### ① 地区環境面への方策

優れた都市景観を形成している地区、あるいは形成しようとする地区として、面的に広がる地区、線的な沿道・沿岸、点的な駅前や境界の拠点などに対する「景観地区等」の指定を行い、地区内の建築物などの新築・改築における適正な指導・誘導、助成・助言などにより、より優れた都市景観の形成を図る。

#### ② 建築物などへの方策

都市景観を構成する重要な要素が「建築物」であり、歴史的なものを中心とした重要な価値のあるものや都市景観に大きな影響を及ぼす大規模なものに対する景観重要建築物の指定や大規模建築物等の届出により、周辺環境と調和したより優れた都市景観形成を図る必要がある。さらに、それらの建築物と一体となって景観をつくっている「みどり・土木施設・屋外広告物など」への直接・間接の景観形成方策もあわせて進めていく。

#### ③ 市民・事業者への方策

都市景観の形成に重要な役割を果し、都市景観を守り、つくる場合において活動していく主役は「市民・事業者」である。

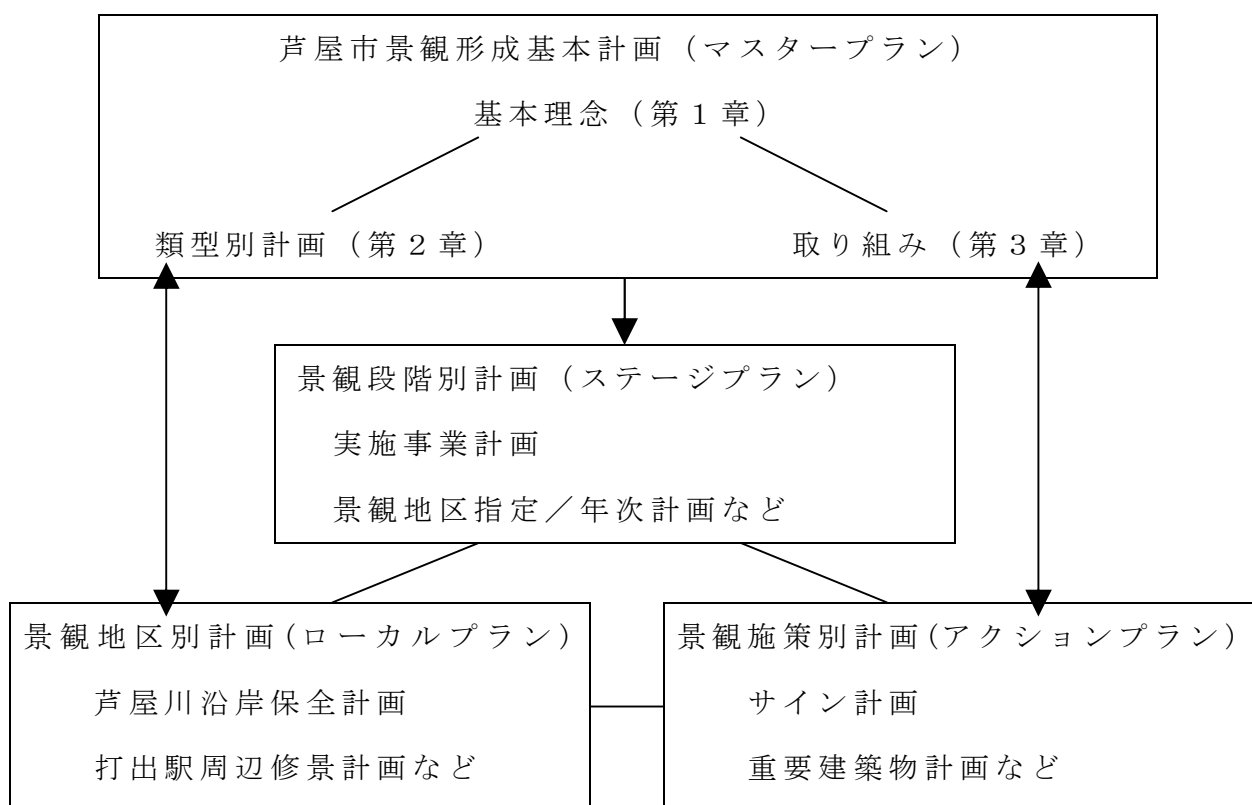
そうした市民・事業者への方策として、「景観市民団体」の認定、「景観市民協定」の締結などにより、市民・事業者・行政が一体となって、より優れた都市景観形成に積極的に取り組んでいく。

#### ④先導的な行政としての方策

「景観」を震災復興を目指す行政目標のひとつの大きな柱として位置づけ、都市景観形成について行政として総合的に取り組む。都市全体の優れた景観を目指した諸施策・諸活動への先導的な役割を果たすべく、行政が中心となって、公共事業における景観配慮、なかでも公共建築の景観デザイン向上を強力に進める。

公的空間の景観形成への取り組みが、都市景観形成のリーディングランナーとして、何よりもまず必要と考える。

こうした基本の方策を実現していくための「基本計画(マスタープラン)」として、この芦屋市都市景観形成基本計画は位置づけられ、個々の地域における都市景観形成は「地区別計画(ローカルプラン)」を策定する。また、個々の景観施策などに関しては以下のような施策別や段階別のより詳細な個別景観計画を策定・展開していくことが必要である。



### 3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定

景観には、身近な自分の家の回りの景観をはじめ、駅前の景観、山麓や河川・海岸景観など様々なものがある。また、景観を構成する要素の組み合わせ、視覚的な広がりぐあいによっても異なった景観となり、さらには、同じ対象でも、見る時間・場所・位置、その時の心理状態によっても異なってくるものである。

このように多様な形態を持つ景観について具体的な形成計画を考えていく場合、まずその特性を抽出し、類型化を図る必要がある。それにより、景観をわかりやすくし、計画の対象である都市景観を明確に把握し、目指すべき都市景観の全体像を組み立てることができるからである。

#### (1) 芦屋の都市景観特性

芦屋市の都市景観構造を面的な市街地区分と線的な軸区分によって、その構成をみれば、以下のようなになる。

面的な市街地区分は、六甲山系の山から大阪湾の海までの南北に、山麓から順次帯状に、「山」・「丘－山麓市街地」・「街－中央市街地」・「浜－臨海市街地」の4つのゾーンと、それに面する「海」に分けられる。

線的な軸区分としては、東西には都市空間の骨格をなす主要な道路[国道2号、国道43号、阪神高速神戸線、湾岸線]と鉄道[阪急、JR、阪神]があり、南北には地域を表現する主要河川[芦屋川、宮川]がある。

海岸線はかつては白砂青松の地として、海水浴場などレクリエーションの場として広く市民に親しまれてきたが、現在は、芦屋浜地区の住宅地や南芦屋浜地区造成事業によって、かつての海岸景観はなくなっている。

市街地の形成過程をみれば、芦屋は、中世から近世にかけては摂津と播磨の国をつなぐ交通の要衝の地として、西国街道が街の中心を通り、徐々に街としての形態を整えていった。明治時代以降、大阪と神戸の間にある地域的特質を生かした別荘住宅地開発にはじまり、昭和初期には日本有数の郊外住宅地である「阪神間」の中心的地位を占めるに至った。さらに、昭和30年代よりマンションの開発が相次ぎ、住宅都市の性格がますます強まった。

## (2) 芦屋の都市景観類型

芦屋の都市景観特性に基づき、その類型化を図り、この計画の対象である都市景観を明確でわかりやすいものにし、第2章において「都市景観の類型別計画」として、それぞれの類型別計画を展開し、全市的な都市景観形成の方向づけを行う。

芦屋の都市景観は、その特性から、面的にみた「自然景観（眺望景観）」と「市街地景観」、線的にみた「景観軸」、点的にみた「景観点」の大きく4つに類型化できる。

①自然景観は、主に「山の景観（六甲山景観）」・「海の景観（大阪湾景観）」という自然を対象とした景観であり、都市全体の構造的景観を左右し、それらの眺望景観が重要となる。

②市街地景観は、市街地内のそれぞれの地区における景観で、その地区の成立過程・地形的条件などにより、「山麓市街地景観」、「中央市街地景観」、「臨海市街地景観」に区分される。

③景観軸は、都市の骨格となる主要道路や河川など軸状に展開する景観で、「河川軸景観」、「道路軸景観」、「軌道軸景観」に区分される。

④景観点は、眺望点、ランドマークなどの「眺望型景観点」と、主要な駅前や景観界限などの「環境型景観点」に分類できる。

面	…自然景観	——	山の景観（六甲山景観）
	（眺望景観）		海の景観（大阪湾景観）
	…市街地景観	——	山麓市街地景観（丘）
			中央市街地景観（街）
			臨海市街地景観（浜）
線	…景観軸	————	河川軸景観
	（道・緑・水の		道路軸景観
	ネットワーク）		軌道軸景観
点	…景観点	————	眺望型景観点
			環境型景観点

### (3) 芦屋の景観色

都市景観にとって色彩は、操作しやすく、変化を与えやすく、心理的反応が得やすい重要な要素である。また、色彩はいろいろな機能や形態などがばらばらに存在する街のなかの環境の要素を、コーディネートすることができる役割をもっている。そのため、色彩に対する共通の意識を、そこに住む市民やその環境を利用する人々がどのように感じるかが重要であり、それを認識するためには直感的な判断によるのではなく、人々の心理的な問題にまで立ち入った科学的なアプローチが必要である。

こうした観点から芦屋浜・芦屋川・芦屋駅など5カ所の景観色調査を行った結果、そこに住む人々が長年の間にインプットされ「郷土色」というべき芦屋の景観色としては、

[花崗岩のベージュ色・暖かい灰色]

[六甲山の青色・緑色、松の深い緑色]

といった色彩が共通して好まれる色であり、芦屋の都市景観の基調色といえるだろう。

### (4) 都市景観への市民意識

平成3年11月に実施した「芦屋市のみどりと景観に関するアンケート」における都市景観に対する市民意識は、次のとおりである。

この調査は、緑化や景観についてのアンケートを、市内在住の16歳以上の男女1800人(無作為抽出、男女比率50%づつ)と景観シンポジウム参加者57人に郵送し、集計したものである。そのうち、返送者640人(回収率34.6%)で、自由意見欄には393人(回収の61.4%)の人が意見・提案を記していた。

そうした、市民の緑化や景観についての高い関心と協力の意向を、「景観嗜好からみた景観構造」と「景観形成手法に関する市民意向」について整理してみると、芦屋川景観への圧倒的な支持と、都市景観に対する市民意識の高さや景観整備に対する協力意向の高さが上げられる。

建前としての意見という部分も大きいので、そのままを景観整備事業などに結び付けてしまうことは危険であろうが、芦屋市民の都市景観に対する意識を高く評価して、都市景観形成に努める必要がある。

また、平成5年11月に行った「まちづくりのアンケート」（報告書は平成6年3月、世帯抽出調査）によれば、芦屋の将来像として「芦屋市の目指すまち」と「芦屋のまちづくりで大切にしたいもの」の設問に対し、以下のような結果となっている。

芦屋市の目指すまちは「落ち着いた住宅地と近代的な住宅地が調和したまち」という選択が過半を占め、大切にしたいものとしては「芦屋川のすぐれた景観」、「閑静な落ち着いた住宅地」、「六甲山の自然」の3つが他をはるかにひき離して多数意見となっている。

## 第2章都市景観の類型別計画

### 《都市景観ストラクチャ計画》

#### 1. 自然景観計画

芦屋の景観構造を決定づけているのは「自然景観」である。それは、市街地の背後をおおう六甲山の緑なす山なみ景観と、市街地の前面に広がる大阪湾の水面につながる浜辺景観が基本となっている。芦屋に生まれ、芦屋に育った人達にとって、山と海の自然景観は芦屋という街の原風景といってよい。

山と海という自然景観が街の背景となっており、それらを遠景としてのぞむ眺望景観がなによりも重要であり、そうした眺望を妨げないような方向が「芦屋の美しい景観を守る」ための都市景観形成計画の基本である。

#### (1) 山の景観－六甲山景観

市街地から眺められる芦屋の山なみは、やさしく街を包むように2重3重となった緑の壁が特徴的であり、六甲山の緑地環境の特性でもある。

これらの環境・景観の保全には、市街化調整区域、風致地区、近郊緑地保全区域、国立公園、保安林といった法的規制の網が何重にも重なってかけられている。市街地や海から眺められる山なみ景観は、そうした観点からは保全についての問題はほとんど無いが、散策道・登山道や展望広場など六甲山がより親しまれるような整備が行われるような時に、十分に配慮する。

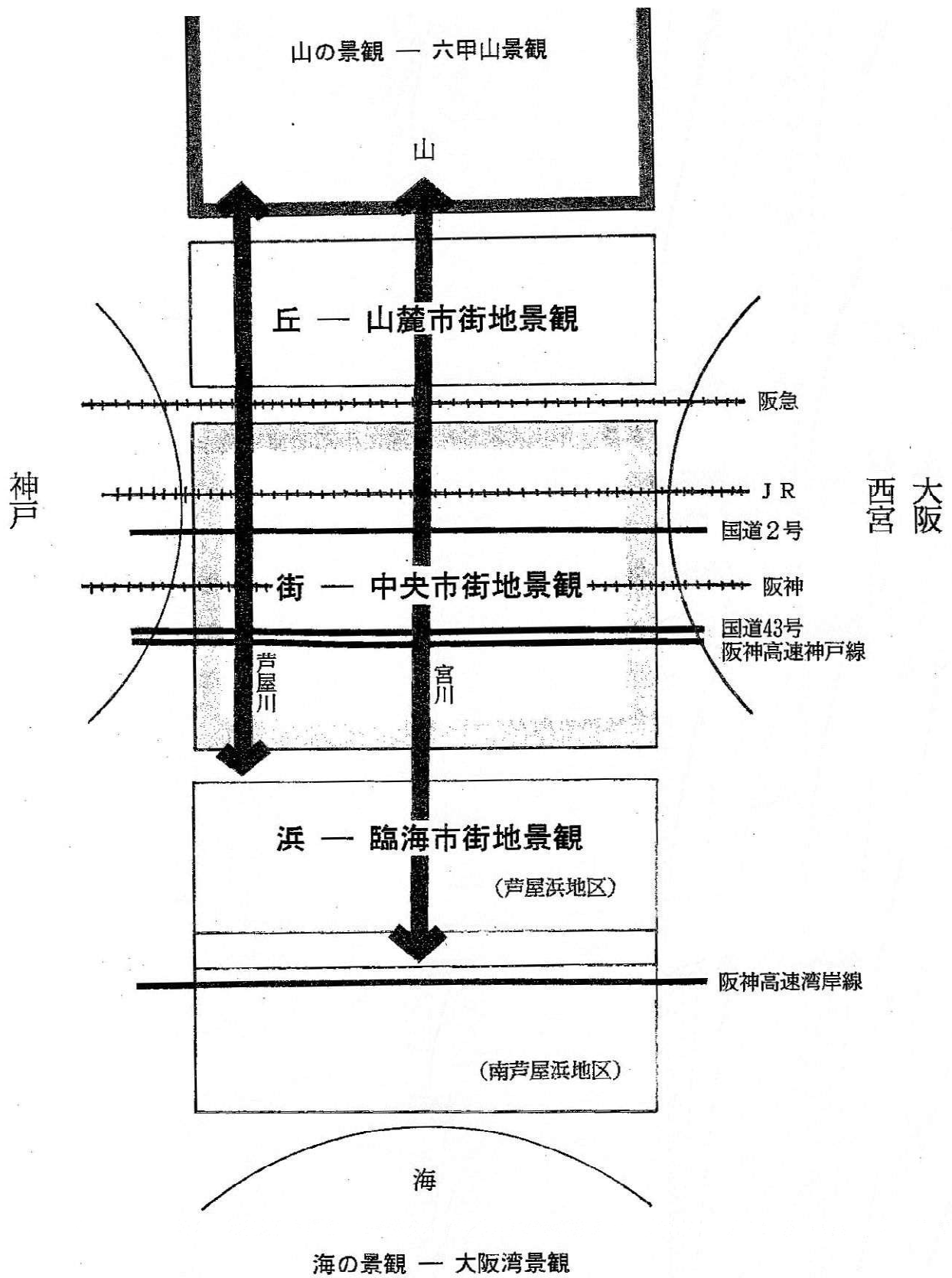
#### (2) 海の景観－大阪湾景観

かつての白砂青松の浜辺は大阪湾一帯のなかでもほとんど残っておらず、芦屋においても前面の海岸は芦屋浜住宅地の埋立によって姿を変えている。わずかに、芦屋川口などにその面影はうかがえるが、かつての自然景観としての浜辺景観は今はない。

芦屋浜の沖に、さらに現在南芦屋浜地区の埋立と住宅地事業が進行中である。大阪湾に面した一番先端の海に接する部分において親水性の高い、海の景観を生かした整備が望まれる。



● 芦屋市の都市景観構造



### (3) 眺望景観－眺望点

自然景観にとってその基本である緑地や浜辺の保全が重要であることは当然だが、景観構造を支える「大景観」への眺望という観点も、自然景観にとって重要である。

山麓・山腹からの街・海の眺望、ヨットや航路など海からの眺め、街から山や海への見通し等々、眺望点と眺望対象が相互に関係する。眺望点周辺の規制・整備と併せて、主要な眺望点からの主要な眺望対象への視線を確保するような「景観回廊（コリドール）※」の設定などを行う。

※景観回廊：眺望の確保など景観的に重要な軸線状の地区

## 2. 市街地景観計画

芦屋の市街地はほとんどが住宅地であり、住宅都市として他の都市に比べてその機能は単純である。中央市街地の一部に生活関連施設としての商業集積が高い駅前地区・商店街地区が見られる程度である。

しかし、同じ住宅地といってもその立地している歴史的・地形的条件によってかなり景観的な表情は異なっている。また、対応すべき課題も異なってくる。

六甲山につながっている丘の山麓市街地、平坦部の交通至便な街である中央市街地、大阪湾にひらける浜の臨海市街地、それぞれがその立地条件を十分に活かした景観的保全整備を進めていく。

### (1) 丘－山麓市街地景観

山麓市街地はほとんどが緑多い戸建住宅地であり、これまでの芦屋の高級住宅都市のイメージをつくってきた。最近、そうした中に高層マンションの建設が大いに進んできて、かつての落ち着いた調和のとれた戸建住宅景観が一部で乱れてきている。震災被害は中央市街地の激甚さに比べれば、まだしもであった。

小さな水路や斜面のやさしい緑と一体となった石垣・生垣が狭い道の両側を囲み、塀ごしに少しだけ見える瓦屋根などがうるおいある都市景観をつくってきた。こうしたこれまでの都市景観を保全するとともに、それらに調和した形での集合住宅の立地を景観誘導していく。

## (2) 街－中央市街地景観

阪急・JR・阪神の3本の鉄道、国道2号・43号や阪神高速道路神戸線・湾岸線などの幹線道路はいずれも大阪～神戸を結ぶ東西の大動脈で、これらが中央市街地を横切っている。また鉄道のそれぞれの駅などによっていくつもの地区が特徴づけられている。

多くの中高層集合住宅、併用住宅とその間には、昔からの町家・長屋も多く、木賃・ミニ開発などの低質な住宅も多い。これらの混在した市街地の都市景観は、芦屋川沿いなど一部を除くと、混乱した乱雑な様相を呈している。これらは阪神大震災によって甚大な被害を受け、その市街地の住宅などの大部分が倒壊・壊滅し、新たなまちづくりとすまいづくりが進められている。しかし、旧街道の狭い道沿いや路地の奥などに、親しみ深いほっとする空間もまだまだ残されている。駅前など新しくつくられ、再整備が進んでいる地区もある。これらの特性を十分に配慮して、これまでのひそかな美しさを守る、これからの建設のなかで新たな美しさをつくる、といった両面の都市景観対策を調和をもって進めていく。

## (3) 浜－臨海市街地景観

芦屋浜の埋立地は旧堤防をはさんではいるが、これまでの市街地と連続した形でつくられた。しかし、その都市景観はまったく新しいもので、臨海市街地として独立した環境を形成している。さらに南芦屋浜も現在震災復興の中核となる災害公営住宅を中心とする住宅建設をはじめとする工事が進行中で、その街なみ景観に大きな期待と不安が残されている。

芦屋にとってまったく新たな住宅地としての街がつくられているが、そのイメージはこれまでの芦屋とは異なる都分が多かった。特に、超高層住宅はその巨大さゆえに多くの市民からも批判の声が多いが、一方、大きな広い公園や緑豊かな街路・緑地などこれまでの芦屋には乏しかった豊かな都市景観ができて  
いる。

きめ細やかな都市景観的な配慮を加えて、新たな建設・維持管理していくことが特に必要である。

### 3. 景観軸形成計画

芦屋の都市景観構造の骨格となっているのは、東西には街の動脈といえる道路軸と鉄道の軌道軸であり、南北には街の静脈といってよい水と緑の中心となる河川軸である。これらは、以下のような具体的なものが対象である。

- ・河川軸《芦屋川》《宮川》
- ・道路軸《国道2号》《国道43号》《阪神高速神戸線》《阪神高速湾岸線》
- ・軌道軸《阪急沿線》《JR沿線》《阪神沿線》
- ・景観軸と重なる道・水・緑のネットワーク

#### (1) 河川軸景観

山と海が近いために、ほかの阪神間都市と同じく、芦屋川、宮川も水が乏しく雨が降れば急流となる。しかしそれゆえに、斜面の街にとって貴重なオープンスペースであり、緑地空間となっていることが多い。

芦屋の都市景観を代表する芦屋川（景観保全軸）ど、これからの景観整備が望まれる宮川（景観創造軸）とは共に、山と海をつなぐ緑地軸であるとともに、見通しのよい景観回廊として市民に親しまれる景観軸を目指す。

#### (2) 道路軸景観

芦屋の街を貫く東西の通過幹線道路は、緑豊かな道路軸景観をつくり、その東西の通過幹線道路に対し、商店街、通学路など主として南北の道路は芦屋の街の道とすべきである。それらの整備は、コミュニティ道路・緑道として一部が既に進められているが、緑の核・各駅につないでいくことによって、市街地景観を順次より親しみやすいものに育てていく景観育成軸として位置づける。

#### (3) 軌道軸景観

阪神間の交通至便な地域を支えている阪急・JR・阪神の鉄道は、市街地の重要な景観軸でもある。沿線の緑化、のり面の修景、橋やトンネル、さらには駅舎など市街地景観にとって軌道軸景観を意識して対応する。

また。各軌道の駅とその周辺は市街地景観にとって重要な拠点であり、それらの景観点との連携も十分図る。

#### (4) 道・緑・水のネットワーク

これらの構造的な景観軸に対して、それらの間をつなぎ、街の全体をカバーする形での《道・水・緑のネットワーク》もまた景観軸として重要である。これらは、以下のような形で具体化を図る。

##### ①道のネットワーク（景観散歩道～幹線道路緑道=ブルーバール）

\*歩行者ネットワーク（歩く道と水・緑のネットワークの結合）

\*環境型景観点（駅・集会施設・商業核など）ネットワーク

##### ②緑のネットワーク（公園・街路樹～生垣・庭）

\*河川緑地軸の形成（水のネットワークとタイアップして）

\*緑の拠点の形成（公園や森や池など）と学校・文化施設などの連絡  
（良好な庭木や生垣のある緑地住宅地や地道を縫って）

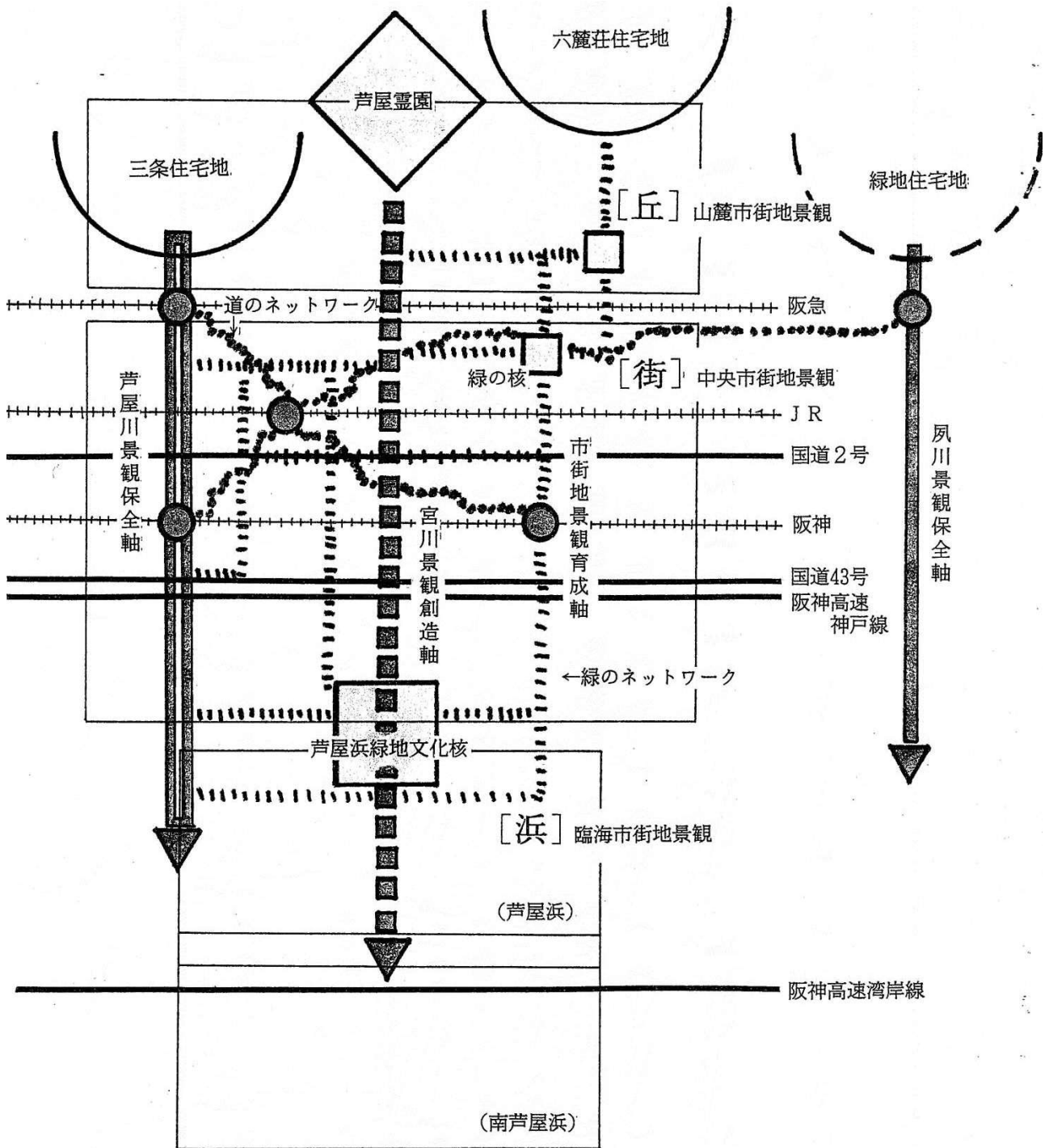
##### ③水のネットワーク（海・川～水路・側溝）

\*芦屋川景観保全軸→良好な景観水路の保全・育成

\*市街地景観育成軸→必要な景観水路の育成

\*宮川景観創造軸→必要な景観水路の育成・創造

● 景観軸形成計画



#### 4. 景観点形成計画

芦屋の都市景観の特徴は、面的な自然景観、市街地景観及び線的な景観軸で構成される景観構造だけでは表現できないところにある。きめ細やかにあちらこちらに点在している景観点こそが芦屋の景観を特色づけている。

##### (1) 景観点の位置づけ

景観点には、次のような3つの位置づけが考えられる。

- ① 芦屋の都市景観構造を特徴づける景観保全・景観整備の主要ポイント
- ② 水・緑・道のネットワークの具体的な保全・整備ポイント
- ③ 景観地区等の特性を具体的に示す重要なよりどころとなる重要建築物や重要街角などの景観ポイント

##### (2) 景観点の種別

景観点の種別としては、優れた眺望景観の中心となるポイントを対象とした眺望型景観点といきいきした都市環境の中心となるポイントを対象とした環境型景観点とがある。

##### ① 眺望型景観点（眺望点、ランドマークなど）

\* 見る点（視点場）としての眺望点

\* 見られる点（対象）としてのランドマークなど

##### ② 環境型景観点（駅・駅前、景観重要建築・景観街角など）

\* 公共スペースとしての駅や橋など

\* 民間スペースであっても人々の集まる重要な街角や施設・建築周辺

これらの景観点の選定・検討に際しては、芦屋十景、芦屋名勝（既に昭和29年、昭和40年、昭和55年に観光協会などによって選定されている）や、これまでの景観基礎調査などによってあげられている景観点十選（歴史景観点—社寺・史跡、重要建築景観点—洋館・近代建築・民家・和館・現代建築、眺望景観点、環境景観点—路地沿・水路沿・川筋、景観界限、重要施設景観点—土木施設・大公園・中公園・小公園）などを参考にして、具体的対象にしている。

### (3) 眺望型景観点

芦屋の景観構造の中心点となっているポイント、あるいは今後中心点となるべきポイントとしての眺望型景観点がある。

見る点（視点場）としての眺望点とその周辺の景観整備や眺望点からの眺望そのものの確保・景観指導を景観回廊などの考え方を含めて検討する。また、見られる点（対象）としてのランドマークなどについても、眺望型景観点としての位置づけのなかで検討する。

### (4) 環境型景観点

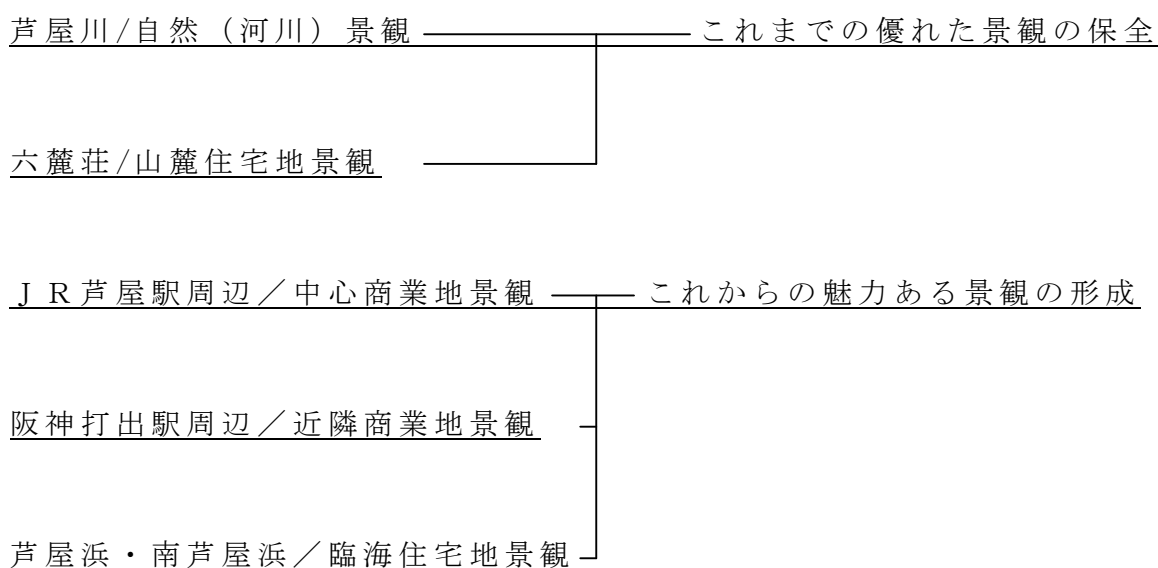
芦屋の都市構造の中心点となっているポイント、あるいは今後中心点となるべきポイントとしての環境型景観点がある。

多くの人々が集まる場所や街を代表する施設などとその周辺の景観整備を含めて景観点形成を進める。



## 5. 都市景観形成のモデル地区

芦屋市の都市景観特性の一つに、点的な景観資源が全市（特に北部山麓と芦屋川沿いに集中しているが）に分布していることがあげられ、全市をひとつの景観地区として考えていくこともできるが、特にまとまった特徴ある地区的な景観を示して、景観地区として考慮すべきところもいくつか考えられる。たとえば次のような地区は景観地区としての取り組みが必要なモデル地区である。

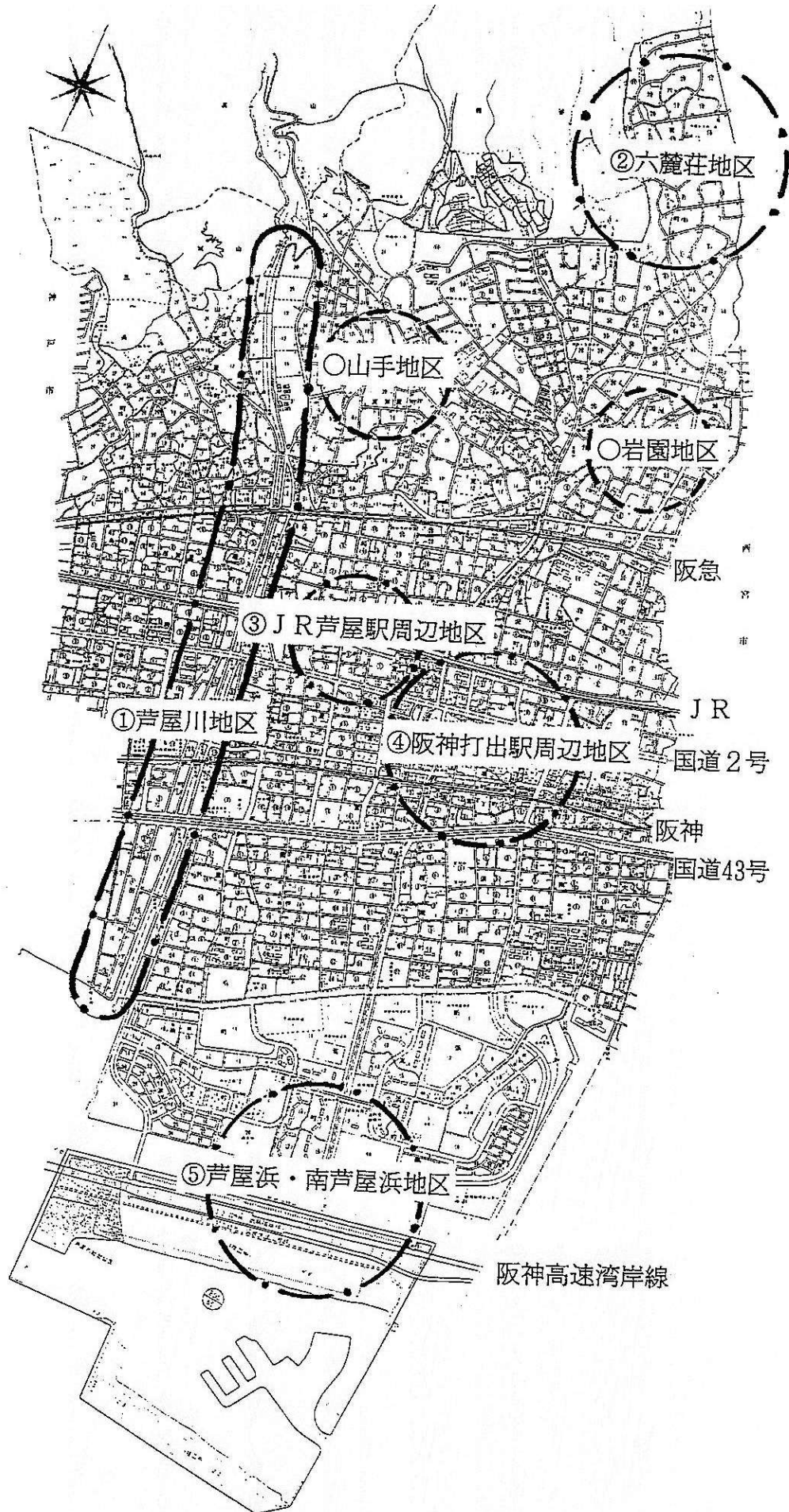


また、上記の地区以外に、昭和初期に阪神間第一の健康地としての開発が始まった岩園地区、山手地区や震災復興事業の地区なども景観地区として考えられる。

「山手地区」は、明治40年に良好な保養地環境が注目され、昭和2年に松風山荘住宅地として分譲を開始した。「岩園地区」は、昭和初期の有楽荘住宅地に端を発し、昭和31年から36年に日本住宅公団の甲南宅地造成区域として開発されている。両地区とも、当時の良好な住宅地環境が現在もなお保たれている。

震災復興事業区域などでは、区画整理や住環境整備の区域、また街路事業の施行に伴う沿道の景観の形成が進められていく区域など、良好な市街地景観の形成についても同様な取り組みが必要である。

●都市景観モデル地区位置図



### 第3章 都市景観形成への取り組み

芦屋市景観形成基本計画の方向づけを、景観行政として実行・定着させていくためには、芦屋市都市景観条例に基づく「都市景観行政の展開」を進め、行政自らが都市景観形成の先導的役割を果たしていくように「公共空間における景観整備事業の推進」を図る。さらに、より広範な都市景観形成のために「市民などの参加による都市景観形成の推進」を図っていく。

早急にまず取り組むべき項目としては、次のようなものが想定される。

#### ① 助言／指導

- \* 大規模建築の指導（景観ガイドラインなどによるマンション等の景観指導）
- \* 景観地区等の指定（景観形成に重点的に取り組む地区など）

#### ② 誘導／助成

- \* 市民グループ育成（花壇コンクール、シンポジウム開催など）
- \* 緑化助成（生垣助成など）

#### ③ 景観整備事業／保全対策

- \* 公共建築景観形成への取り組み（特に、学校など）
- \* 公共施設景観形成への取り組み（特に、道路舗装、街路樹など）
- \* 市街地緑化、山麓緑地保全
- \* 水際環境整備、水辺環境保全

#### 1. 都市景観行政の展開

都市景観形成に向けた景観行政は、神戸市をはじめとして尼崎市・伊丹市・西宮市・宝塚市など阪神間諸都市では全国的にも先駆的な取り組みが進められており、兵庫県でも「景観の形成等に関する条例」により早くからその支援体制が整えられている。

芦屋市でもそれらの経験を学び、芦屋の景観特性を十分に活かした都市景観行政に取り組む。

### (1) 大規模建築物等の届出・景観指導

都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などに対し、その指導基準や届出地域を定める。それらの新・増改築などの行為の届出をうけて、都市景観形成の観点からの指導・助言を行っていく。

芦屋市では、きめ細やかな住宅地景観が都市景観の中核をなしており、県下同一の基準よりも、より細やかなレベルの建築物までも対象とした中規模建築物（3階建以上など）への指導・助言を行う。

また、県条例に準じた超大規模建築物等の事前協議システムも導入する。

→大規模建築物・工作物（中規模建築物：工作物）

土木施設・屋外広告物など

### (2) 景観重要建築物等の指定・景観誘導

都市景観の形成において、重要な位置を占めると認められる建築物など（工作物や周辺の樹木なども含む）の指定を文化財行政との関連に留意して行い、その保存・管理を支援する。

芦屋市では、こうした景観重要建築物等が細やかな街なみ景観のなかに融合して存在している場合が多く、周辺も含めた景観形成を進めることが特に重要と考える。

→歴史的景観資源（社寺・史跡・西国街道など）

景観重要建築物（洋館・近代建築・民家・和館・現代建築など）

景観重要施設（土木施設・大公園・中公園・小公園など）

### (3) 景観地区等の指定・景観まちづくり

芦屋市の景観構造を決定づけている山なみの自然景観保全や眺望景観に対して、県条例の「風景形成地域」といった考え方が必要であろうが、連担する近隣各市と一体的な対応が必要であり、国立公園などの指定で自然景観などは守られている。

芦屋の景観にとって、面として広がる景観的に重要な「景観地区」、景観的な整備保全が必要な沿道（都市景観道路など）や沿岸（都市景観河川など）である「景観軸」及び眺望型や環境型などの「景観点」といった面・線・点に応

じた景観地区等の指定を進める。それぞれの景観形成方針と景観形成基準を定めることによって、その地区などにおける建築行為や敷地の修景などの都市景観形成への指導・助言を行っていく。

芦屋は、その都市の規模から考えても、住宅都市としての性格からも、全市をひとつの景観地区として考えてもよいぐらいである。そうした状況から芦屋全体について、景観を基本においたまちづくりを推進していくこととし、当面、力点を置くべきところとして景観地区等を指定する。

→都市景観形成地区

都市景観形成軸（都市景観道路、都市景観河川など）

都市景観形成点（眺望型景観点、環境型景観点など）

（４）関連制度の活用

都市景観形成に強いかかわりをもつ建築物などを対象として、都市景観条例による対応を進めていくことが都市景観形成基本計画の実現の基本となるが、その他既存の規制・誘導制度や各種景観関連事業制度も総合的に活用していくことが必要である。

→開発許可、用途地域、風致地区、高度地区など

屋外広告物条例、宅地造成等規制法、自然公園法など

こうした関連制度・事業の充実・強化とともに、芦屋市の景観特性にあわせた新たな制度や事業を創出し、展開活用していく。

たとえば、河川・水路環境の保全や修景に向けての助成や修景事業、集落的街なみなどの民家・洋館の保全・改修のための要綱・あるいは海岸の景観創造や山麓などにおける眺望確保に向けての芦屋景観宣言といったソフト施策なども含めた各種関連制度・事業の多面的な検討を行う。

また、地区指定や建築物などの指定・届出に応じた指導・助言などによるデザイン誘導に加えて、実質的な都市景観の向上に向けての援助・助成制度も用意する。

都市景観形成に努力している積極的な行為に対して注目を集めるような施策を用意するとか、都市景観形成に消極的な行為に対しては強制的指導だけでなく。そうした行為を恥ずべきこととする一般的啓蒙対策を進めるということ

も、あわせ考慮する。

## 2. 公共空間における景観整備事業の推進

公共空間の整備は、都市景観の形成に直接的にかかわるとともに、先導的役割を担うものであり、緑化推進や生垣緑化への積極的取り組みなど、行政が中心となって進めていかなければならない。また公園緑地や道路などの公共空間は、身近なオープンスペースを提供するだけでなく、貴重な景観資源でもある。

歩行者空間の整備とネットワーク化を目指して、舗装、植栽、サイン、ストリートファニチュアなどの配置デザインを中心とした歩行者空間の演出にも力を注ぐ。

そのほかにも、河川、高架道路、高架鉄道、橋りょう、のり面、擁壁などの土木施設についての景観誘導、架空線の地下化及び無電柱化などの景観を阻害する好ましくないものの改善、屋外広告物の規制・誘導が都市景観形成にとって大きな課題であり、それらへの対応を進める。

また、河川・海浜などウォーターフロントにおける整備にあたっては、親水性や眺望を活かした特色ある公共空間の整備を行う。

さらに、こうした公共空間の整備にあわせて、「花いっぱいのみちづくり」や「立体的な緑化（ベランダ・壁面・屋上などの緑化）」、「夜景・色彩の演出」など魅力ある都市空間の演出に対しても取り組んでいく。

こうした直接目に見える形で進めることのできる公的空間における景観整備事業は、全市的に各都局にまたがって進められるため、都市景観形成への統一的イメージ形成が十分でなくなる場合が多い。また、公的な建築物に関しても、都市景観形成に及ぼす影響は非常に大きく、公的空間の景観整備事業以上に先導的役割が大きい。よりデザイン密度の高い、質の高い建築を一つずつつくっていくことが重要であり、そのため定期的な庁内デザイン会議などの開催によって、デザイン向上に努力するととが、都市景観の向上にとって効果的であると考えられる。

各種公共事業の景観整備事業や公的建築物などのデザインを事前に各都局で相互に示しあい協議できるような組織を確立する。

## (1) 公園緑地の再形成

### →花と緑の拠点づくり

市民が日常の生活に利用する広場や公園、あるいは市街地各所に見られる緑のオープンスペース（社寺境内の樹林から市民が土に親しむ農園に至るまで）は市民が「緑ゆたかな美しい街・芦屋」を築き上げる拠点そのものである。

現実の問題として芦屋市の公園緑地は市民一人当たり面積において建設省が将来像として描く水準に遠く、量において達成が難しい公園緑地のイメージを市民の間に高めるためには、緑ゆたかな美しさという質の面においてどのように公園緑地を整備し、市民にとっての「花と緑の拠点」にするかという努力が必要である。

そのためには、公園の場合、緑陰樹の植栽や花壇の導入などに積極的な取り組みを図る一方、プレイスカルプチュアなど公園の景観を向上させるような施設と、それにふさわしい環境の整備を進める。また、風致に富む樹林を整備して。それぞれの地域における「ふるさとのみどり」とし、市民各人が日常的に自然の雰囲気とも親しめるよう、いわゆる「身近な自然」との対話・交流が芦屋の「緑ゆたかな美しさ」を創出する原点として機能するよう、その舞台として公園緑地は理解されねばならない。

さらに、かつての海岸に築造された防潮堤の敷地は市域に乏しい東西のグリーンベルトとして、積極的に緑化と修景を試み、芦屋川など南北のグリーンベルトと併せて、市域に縦横の緑地が展開し海の青と山の緑を連ねるように構想する。

## (2) 歩行者空間の整備

### →舗装、植栽、サイン、ストリートファニチュアなど

道路などの歩行者空間の整備は、公共空間景観整備の中心をなし、そのデザインが沿道地区の景観整備の先導的役割を果たすことが多い。

特に、その路面舗装は面的に大面積を占め、デザイン的にも強い印象を与えるため、慎重な検討をする必要がある。舗装材料の選択、舗装パターンのデザインなどその場所に応じた空間演出を行う。また、植栽による緑化は、通りをいく人々にとっても、沿道で生活する人々にとっても、たいへん重要な要素で

あるとともに、季節的な推移、管理面など野鳥や昆虫の生き物を対象とする課題も大きいことに考慮する必要がある。

また、さまざまな空間修景の小道具といえるストリートファニチュアは、情報性・安全性・快適性などへの配慮だけでなく、わかりやすさ・使いやすさなどの利便性とともに、美的で完成度の高いものが要求される。

### (3) 土木施設などの景観協議・誘導

→河川、高架道路、高架鉄道、橋りょう・歩道橋、のり面・擁壁など  
土木施設は、都市アメニティを配慮した道路整備、橋りょう整備などが行われてきたが、今後も地域の景観形成の重要な役割を果たしていくことになる。

一般の人々の目に触れる機会の多い土木施設は、そのスケールの大きさや公共空間整備との密接な関係からも重要な景観形成構成要素である。とりわけ、橋りょうなどの大規模土木構造物については、ランドマークとしての役割や都市イメージを演出する効果が大きいことを認識して、都市景観形成の大きな柱として周辺環境との調和ある整備を進める。

### (4) 景観を阻害する好ましくないものの改善

→架空線の地下化・無電柱化・空地の管理など

公共空間における景観整備のためには、電柱・架空線などの景観阻害要素の整理、撤去を図ることがまず必要である。また、市街地において放置されている空地などを景観上適正に維持・改善することや、マンションの屋上設備への配慮といった民間施設における景観阻害要素への対応や改善策なども進める。

### (5) 屋外広告物の景観誘導

→看板、案内サイン、標識など

サインや交通標識などとともに屋外広告物は、その機能上公共空間の中でよく目立つ場所に設置されるため、都市景観形成のうえで特に配慮を要する重要な要素である。屋外広告物がもつ景観演出に果たす役割も評価しつつ、設置される地区の特性に十分配慮した、きめ細かな景観誘導を行う。



## (6) 河川や海浜などのウォーターフロントの景観形成

→親水性や眺望を活かした特色ある公共空間整備

公共空間整備における水際の環境や景観の整備は、これまで十分に配慮されていたとはいいがたい。防災性や安全性が優先されることはいうまでもないが、これまでのようにそれだけがすべてであるような水際公共空間整備ではいけない。親しみのある市民の空間として、ウォーターフロント整備を進める。また、芦屋沖からの海岸線の眺めに十分配慮する。

芦屋市を代表する芦屋川の美しい景観保全、これからの美しい宮川にむけた景観創造、さらに芦屋浜・南芦屋浜の埋立地におけるウォーターフロントでの市民的景観整備への合意形成など、山や山麓の景観整備に比べて遅れている河川・海浜のウォーターフロント景観への対応を十分に進める。

## (7) 魅力ある都市空間の演出

→花いっぱいのもちづくり、夜景・色彩の演出など

都市の景観やアメニティ向上のためには、緑地の保全のみでなく、市民による花いっぱいのもちづくりや生垣の通りづくりなども進める。花や緑による景観演出の効果は大きい。また、夜景・光彩や建築物のライトアップなど夜の景観の演出、色彩や材料による都市ストックの演出など、個性ある景観創造や魅力ある都市空間の演出にも考慮する。

それらの都市空間演出は、公共主体によるものよりも、その地区の住民や企業が、地区の実情にマッチし、より魅力ある方向を求める形で、進めていくことが望ましい。また、それらが全市的な運動となるような支援と、全体としての調和を損なわないようなコントロールに、行政は十分配慮する。

## 3. 市民などの参加による都市景観形成の推進

都市景観形成は公的空間の整備に加えて、私的空間の景観誘導が大きな比重を占めるため、都市景観の形成に重要な役割を果し、芦屋の景観を守り、つくる場合において活動していく主役は「市民・事業者」である。

都市景観の形成には市民・事業者の理解と積極的な協力が不可欠であり、一人ひとりが地域に愛着をもつとともに、都市景観に対する自覚をもち、配慮し

ていくことにより、はじめて個性ある美しい芦屋の都市景観が形成されることになる。

市民的な都市景観形成への理解・意識向上に向けた広報、自主的な取り組みを推進するための啓発や、市民組織としての「景観市民団体」の認定を行い、その育成・支援を進めるとともに、さらには団体・企業も含めて、広く芦屋市全体の景観認識のレベルを向上させることが最も重要である。

そして、都市景観形成に寄与する行為などに対する「表彰制度」や都市景観への合意形成に向けた「景観市民協定」にいたる様々な方策も用意し、市民・事業者・行政が一体となって、より優れた都市景観の形成に積極的に取り組んでいく。

#### (1) 景観憲章、景観協定

##### →市民による都市景観形成への支援

都市景観の形成は、条例を定め基準をつくり助言・誘導を図ることだけで達成されるものではない。すべての市民が芦屋の景観に深く関心を寄せ、一人ひとりが自らの意識のもとで景観形成に参画することが不可欠である。

そのためには、都市景観に対する市民意識の向上と、事業者・行政も含めて、芦屋の緑ゆたかな美しい都市景観を保全し、創造していく基本理念を、芦屋市都市景観憲章といった形で広く宣言していく。さらに各地区などにおいて、市民相互が景観形成に取り組んでいくことを推奨し、景観（市民）協定といった形で認定し支援していく。

#### (2) 景観表彰・顕彰

##### →市民中心の制度化、きめ細かい対応

市民や事業者自らが、積極的に景観形成に取り組む仕組みと支援体制が十分に用意されねばならない。地区景観にふさわしい建築デザインや景観まちづくり運動、都市緑化活動など、景観形成への望ましい活動などへの表彰・顕彰は、市民・事業者の誇りと今後の活動に大きな力となる。

市民などを中心にした顕彰の制度化を図り、きめ細かく心のこもった表彰を検討し、緑化政策と一体的な施策が進められる芦屋市の組織的な特徴を活かし

て、景観と緑化がセットになった顕彰制度を設ける。

### (3) 景観基金

#### →各種市民・企業団体との連携

都市景観形成の先導的事業として、公共が事業費を負担する景観整備事業を早急に充実していく必要があるが、さらに、景観整備のための基金を用意していくことも必要である。個々の市民や事業者・企業・団体などが自らの範囲で景観整備を進めたり、協定の促進、活動の支援など弾力的な運用ができる共通経費的資金が用意されておれば、円滑な景観形成活動が進められる。

県の景観基金との連携とともに、市民・企業団体からの基金も募っていく。

### (4) 景観市民組織

#### →各種市民組織支援、企業・団体の景観事業参加など

都市景観形成への市民参加が不可欠であり、その組織化が景観事業推進や景観規制誘導の成否を左右するといつてよい。そうした景観に関する各種市民組織の育成支援とともに、景観まちづくりに向けたワークショップや市民会議の開催も含めて、市民活動の活性化に努める。

既存組織と十分に連絡をとりながら、景観形成市民団体の認定・助成といった形で景観市民組織の育成・支援を図っていくとともに、企業・団体などの景観事業への参加を促し、市民組織とうまく融合する方法を検討する。

### (5) 景観イベント

#### →景観シンポジウム、景観セミナー、景観ウォッチングなど

景観形成は目に見える形としての景観事業や規制誘導が中心となるが、それだけではない。市民の芦屋の景観への思いと都市景観センスのレベルアップが、景観形成の基本であり、そのため、さまざまな景観イベントに取り組む必要がある。

芦屋市が景観シンポジウム・セミナーやウォッチングといったイベントを主催するだけでなく、各種団体や市民組織などの行うイベントにも積極的に参画し、景観教育の一環として支援する。

## (6) 景観啓発・景観教育

→デザインマニュアル・ガイドライン、景観の案内書・景観の手引きなど

景観事業や景観イベントとともに、広く市民や建築主、広告主などの都市景観への意識向上を目指した啓発・教育に力を入れる。そうした啓発活動・景観教育の蓄積が、市民や事業者の都市景観への常識を高め、好ましくない景観阻害要素を自浄し、美しい街なみをつくり維持していく基礎となる。

専門家や関係者へ芦屋市の景観整備水準を示すこととなる建築や広告、道路・公園や土木施設などの景観に配慮したデザインマニュアルやデザインガイドラインの作成・配布、子供から高齢者までを対象とした景観教育の教材ともなるように、都市景観に関する案内書や景観の手引きの作成、配布などから始める。

## おわりに景観形成基本計画の展開

都市景観の形成は、市民・事業者・行政の三者が一体となって、継続した活動をすることが不可欠である。新しく完成した景観的に優れた建築物や工作物など、良好な維持管理なしには、完成した時から次第に古び色あせていく。

基本計画においても、計画策定後調査・研究を継続し絶えず内容の検討を続けていくことが重要である。

「基本理念」の確認や「芦屋の景観色」の継続的調査・研究、景観形成地区などの「モデル地区計画（ローカルプラン）」の策定、その他都市景観形成の「取り組み」についての検討などを重ねていくとともに、基本計画の見直しも含めて計画内容のローリングを進める。

芦屋の都市景観形成を一步ずつ進めながら「めざすべき都市景観形成の目標」や「うるおいのある景観軸の形成」などについても調査・研究を続けて、歩きながら考える形で展開していく。

(白紙)